

令和五年第四回定例会（自
令和五年六月九日
至
令和五年六月九日）

草津町議会定例会議録

草津町議会

令和五年 第四回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和五年 第四回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和五年 第四回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和五年
第四回定例会
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（六月五日）	
議事日程	三
会議に付した事件	四
出席議員（十一名）	四
欠席議員（なし）	四
説明のため出席した者	四
事務局職員出席者	五
開会及び開議の宣告	六
議事日程の報告	六
会議録署名議員指名	六
会期決定	六
町長行政報告	七
議長議会報告	一二
教育委員会の点検・評価に関する報告	一三

議案第一号～議案第十三号の一括上程、説明	一七
議案第十三号の質疑、討論、採決	二八
議案第一号～議案第十二号の委員会付託	三二
承認第一号の上程、説明、質疑、採決	三二
承認第二号の上程、説明、質疑、採決	四六
承認第三号の上程、説明、質疑、採決	四八
承認第四号の上程、説明、質疑、採決	五一
承認第五号の上程、説明、質疑、採決	五四
報告第一号の報告	五六
報告第二号の報告	五八
報告第三号の報告	五九
報告第四号の報告	六〇
報告第五号の報告	六一
報告第六号の報告	六二
発議第一号の上程、説明、質疑、討論、採決	六二
日程の追加	六七
発議第二号の上程、説明、質疑、討論、採決	六七
請願及び陳情書の上程、委員会付託	七五
議事予定の決定	七六
散会の宣告	七七

第二号（六月九日）

議事日程	七九
会議に付した事件	八〇
出席議員（十一名）	八〇
欠席議員（なし）	八〇
説明のため出席した者	八〇
事務局職員出席者	八一
開議の宣告	八二
議事日程の報告	八二
付託議案にかかる委員長報告	八二
議案第一号の質疑、討論、採決	八九
議案第二号～議案第五号の一括質疑、討論、採決	九〇
議案第六号の質疑、討論、採決	九二
議案第七号及び議案第八号の一括質疑、討論、採決	九九
議案第九号の質疑、討論、採決	一〇〇
議案第十号の質疑、討論、採決	一〇一
議案第十一号及び議案第十二号の一括質疑、討論、採決	一〇一
陳情書に係る委員長報告	一〇二
議員派遣の件	一〇四

付託議案外にかかる委員長報告	一〇四
一般質問	一〇七
九番 湯本晃久君	一〇七
三番 有坂太宏君	一一四
閉議及び閉会の宣告	一二二
署名議員	一二三

草津町告示第二十五号

第四回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和五年五月二十九日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和五年六月五日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- 議案第 一号 草津町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 二号 草津町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 三号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 四号 草津町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 五号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 六号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第二次）
- 議案第 七号 令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）
- 議案第 八号 令和五年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）
- 議案第 九号 工事請負契約事項の変更について
- 議案第 十号 財産の取得について号
- 議案第 十一号 温泉引用許可について
- 議案第 十二号 温泉引用者移転許可について
- 議案第 十三号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 承認第 一号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 二号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 三号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 四号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 五号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 報告第 一号 令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について
- 報告第 二号 令和四年度草津よいとこ元気基金の運用状況について
- 報告第 三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 四号 温泉引用者名義書き換えについて
- 報告第 五号 温泉引用者名義移転について
- 報告第 六号 温泉高度利用許可について
- 発議第 一号 議会改革特別委員会設置について

第一日
六月五日
(月曜日)

本
会
議

令和五年第四回草津町議会定例会議事日程（第一号）

令和五年六月五日（月曜日）午前十時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 町長行政報告
- 第六 議長議会報告
- 第七 教育委員会の点検・評価に関する報告
- 第八 議案上程
- 第九 議案第一号から議案第十三号
- 第十 議案第十三号 質疑・討論・採決
- 第十一 議案第一号から議案第十二号 委員会付託（別紙付託案）
- 第十二 承認第一号から承認第五号上程 質疑・討論・採決
- 第十三 報告第一号から報告第六号 報告
- 第十三 発議第一号上程 質疑・討論・採決
- 第十四 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第十五 議事予定の決定（別紙案）

第十六 閉 議（散会）

会議に付した事件

第十三まで議事日程に同じ

日程の追加

第十四 発議第二号上程 質疑・討論・採決

第十五 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）

第十六 議事予定の決定（別紙案）

第十七 閉 議（散会）

出席議員（十一名）

一 番	直 井 新 吾 君	二 番	安 齋 努 君
三 番	有 坂 太 宏 君	四 番	市 川 祥 史 君
五 番	安 井 尚 弘 君	六 番	小 林 純 一 君
七 番	金 丸 勝 利 君	八 番	上 坂 国 由 君
九 番	湯 本 晃 久 君	十 番	黒 岩 卓 君
十 一 番	宮 崎 謹 一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	総務課長	石坂恒久君
企画創造課長	田中浩君	税務課長	熊川一記君
住民課長	堀田高史君	観光課長	宮崎健司君
健康推進課長	和田修君	福祉課長	中澤一夫君
土木課長	川島和武君	生活環境課長	宮崎雄一君
会計管理者	一場礼子君	上下水道課長	岡田薫君
こどもみらい課長	高井洋一君	温泉課長	関亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園長	橋爪保君
総務課主査	清水聡之君	福祉課課長補佐	越前谷学君
総務課主任	田中芙由美君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩原健司

議 会 書 記

新田美幸

開 会 午前十時

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和五年第四回草津町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十二条の規定によりまして定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

二番、安齋努議員、九番、湯本晃久議員の両名を指名します。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、五月二十六日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、本日から十二日までの八日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、本日より十二日までの八日間と決定をいたしました。

それから、ネクタイについては今日からということでは通知は出ておりますが、発言のときにマスク着用ということになりますと、事務局で録音等々取っている関係で、明瞭に聞き取れないという場合もあるということでございますので、マスクを取って発言をお願いいたします。よろしく願います。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、町長から行政報告をお願いします。

黒岩町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、私から行政報告をさせていただきます。

前回令和五年三月六日開催の定例会から、本日の定例会までの行政報告でございます。

三月十三日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、出席をしてまいりました。卒業生は四十名であり、進路状況については、県内公立が二十七名、県内私立高が八名、通信制が三名、県外への進学者が二名となりました。

三月十七日、自衛隊入隊者である草津町出身の黒岩希さんの激励会が町長室にて行われ、自衛隊群馬地方本部の関係者とともに激励のメッセージを贈りました。

続きまして、三月十七日から三月二十五日までの間、延べ八回の夜間断水を実施させていただきました。大変、町民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。原因といたしましては、流入量の少ない渇水期と、観光客の増大による影響で水が不足したということもありましたが、後に全協でお話しますが、大量の漏水が見つかりました。それらが一番の原因だったということが後から分かったわけでありますけれども、いずれにいたしましても、安定供給できる自信がありますの

で、全協で説明したいと思えます。

続きまして、三月二十日、草津町区長会が役場大会議室で開催され、出席し、挨拶をいたしました。

三月二十二日、群馬県知事戦略部長並びに未来創生室長が来庁され、昨年十二月に県が実施した湯けむりフォーラムのお礼と、部長の退任挨拶を受けました。

続きまして、三月二十三日、草津白根山噴火災害対策協議会が役場大会議室で開催され、草津白根山防災協議会会長として挨拶をいたしました。

続きまして、三月二十四日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席をし、挨拶をいたしました。本年は三十名の児童が卒業されました。

続きまして、三月二十四日、草津町老人クラブ連合会会長が来庁され、年度末の挨拶を受け、新年度における老人クラブ活動への支援について説明を受けました。

三月二十七日、吾妻郡町村会三月定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会及び議会が中之条町役場で開催され、出席をいたしました。

三月二十八日、ベルツこども園の卒園式が行われ、出席し、お祝いの挨拶を述べてまいりました。今年は二十二名の園児が卒園されました。

三月二十八日、西吾妻福祉病院組合の管理運営協議会及び議会定例会が、長野原町住民総合センターにおいて開催され、出席をいたしました。

三月二十九日、国土交通省関東地方整備局、品木ダム水質管理事務所長が来庁され、転任の挨拶を受けました。

続きまして、令和四年度における物価高騰対策として、令和四年十二月分から令和五年二月分までの三か月間の水道料における基本料金の減免を実施いたしました。実績といたしましては、三か月間で一千七百二十七万円の減免となります。報告を申し上げます。

続きまして、三月三十一日、株式会社ウイズウェイストジャパンの社長他二名が来庁され、前口区にある一般廃棄物最終処分場の埋立て終了に対するお礼の挨拶を受けました。

続きまして、四月一日、草津町消防団の政次前団長の退任辞令と、新たに団長となった黒岩哲夫氏への就任辞令を交付いたしました。

続きまして、四月四日、姉妹都市でありますビューティヒハイム・ビッシンゲン市から、市立博物館のカタリーナ館長が表敬訪問に来日し、町長室にて挨拶を交わしました。

続きまして、四月六日、西吾妻交通対策協議会が開催する新入学児童黄色いワッペン贈呈式が長野原警察署にて行われ、同会の会長として、子供たちのために黄色いワッペンの贈呈をまいりました。

続きまして、四月六日、ベルツこども園の入園式を行いました。今年は二十一名の新入の園児を迎え、園児の総数は百名と今現在となっております。

続きまして、四月七日、草津小学校並びに草津中学校の入学式に出席し、祝辞を述べてまいりました。今年度の草津小学校の新入学児童は二十三名、草津中学校の入学生は三十五名でありました。

四月十二日、草津町区長会の総会が役場大会議室で開催され、交代となった新区長二名に委嘱状の交付を行い、挨拶を行いました。

続きまして、四月十四日、吾妻広域圏整備組合事務局長が来庁し、吾妻郡町村会の監事として監査を行いました。

四月十四日、草津白根山防災会議協議会を開催し、国道二九二号の再開通に向けての協議を行いました。当日は気象庁や火山学者、群馬県や長野県の多くの関係者の方々に出席いただき、白根山の安全対策についての確認を行いました。

四月十七日、草津町食生活改善推進協議会の定期総会が保健センターにて開催され、出席をし挨拶をまいりました。続きまして、四月十九日、元内閣官房副長官であった故石原信雄氏のお別れの会が東京プリンスホテルで行われ、参列し、哀悼の意を親族に捧げてまいりました。

続きまして、四月二十日、草津町、母子保健推進員定期総会が保健センターにて開催され、出席し挨拶をいたしました。

四月二十三日、草津町議会議員選挙における当選証書付与式を役場大会議室で行い、当選証書の付与と祝辞を述べてまいりました。

四月二十五日、第十九回の雪の回廊ウォークが四年ぶりに開催され、約百五十名の参加が開通前の回廊を楽しんだものであります。これにつきましては、副町長が担当しておりますので、副町長が代理出席をいたしました。

四月二十五日、草津町婦人会の総会が公民館で行われ、挨拶をし、婦人会の皆さんと懇談をいたしました。

四月二十六日、国道二九二号志賀草津高原ルートの再開通に伴う安全祈願式が観光協会の主催により行われ、挨拶と安全祈願をいたしました。なお、積雪と道路凍結があり、渋滞の祝賀会が中止となり、白根レストハウスにおいて祈願式のみ実施となりました。

四月二十六日、吾妻郡町村会の定期総会と懇談会が長野原町で開かれ、出席をいたしました。

続きまして、四月二十七日、群馬行政監視行政相談センターの課長等が来庁し、長年草津町の行政相談員として貢献をいただきました山本進一氏の退任に当たり、感謝状の贈呈式が行われました。長きにわたり行政相談員として町民の相談を受けてくださった山本進一氏に感謝の意を伝え、お礼の挨拶を述べました。

続きまして、五月八日、群馬県知事戦略部長並びに未来創生室長が来庁され、就任の挨拶を受けました。また、今年も十二月に県が草津町を会場として実施を予定しております湯けむりフォーラムにおける開催案内と協力依頼を受けました。

五月十日、オーストラリア放送協会から、日本の温泉に係るテレビ番組の取材を受け、湯畑において受けたものであります。これは日本国が地熱を進めている市町村と、草津町のように地熱を認めない市町村、両方の番組をオーストラリアで放映するそうです。ごさいます。

続きまして、五月十一日、長野原警察署や西吾妻交通安全協会と連携し、道の駅において、お越しいただいたドライバ

ーへ啓発グッズの配布を行い、交通安全の協力のお願いをしてまいりました。

続きまして、五月十五日、東京都目黒区にある東京工業大学百年記念館において、東京工業大学科学技術創成研究院・多元レジリエンス研究センターという新たに大きな組織が発足したことに伴う設立記念キックオフシンポジウムが行われ、そこに私が招かれました。会場にいる百五十人の方々の大半が大学の教授、それから准教授、講師等々の皆様方でありまして、そこで私に講演を頼まれて、そこで講演をしてまいりました。その後、教授たちとパネルディスカッションを行ったものであります。

いずれにいたしましても、草津町に研究所を持つ東京工業大学でありますけれども、近い将来、東京医科歯科大学と合併をするようにございますが、そういう中で流れが変わってくるものと思えますが、いかに草津の観測所が必要かということも含めて、大学教授らに、もちろん学長もおりましたけれども、講演等、またお願い等を行ってきたものでございます。

続きまして、五月十六日、軽井沢町役場において、令和五年度国道一四六号軽井沢バイパス建設等期成同盟会の総会が開催され、議長、民教土木常任委員長とともに出席をいたしました。

五月十七日、草津町老人クラブ連合会の研修旅行に参加し、栃木方面での視察研修へ行っていました。

続きまして、五月十七日、山ノ内町役場において、令和五年度志賀高原ユネスコパーク協議会総会が開催され、代理として企画創造課長が出席をいたしました。

続きまして、五月十八日、多くの町民の皆様にご協力いただき、春の道路愛護デーを実施いたしました。議員の皆様には大変お忙しい中、現地視察にご参加をいただきありがとうございますとございました。

また、五月二十一日から二十三日にかけて、消防団により幹線道路の洗浄、清掃を行っていただきました。ありがとうございますとございました。

五月二十三日、関東農政局群馬拠点地方参事官等三名が来庁し、町長室において、農林水産省の食料システム戦略な

どの説明を受けました。

五月二十三日、群馬テレビの「三十五市町村長に聞く」という特別番組の取材を町長室において受けました。放映は六月中旬とのことであります。

五月三十日、長野原警察署が開く特殊詐欺の犯罪被害の未然防止のため、安心・安全アドバイザー委嘱式に出席をしてまいりました。

五月三十日、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合青年部の定時総会がホテル櫻井で開かれ、挨拶をしてまいりました。

六月一日、草津町消防団による模擬火災訓練が白根神社エリアで実施され、団長指揮のもと、良好な訓練が行われました。また終了式では、町長として消防団員に訓示を行ってまいりました。

以上、私からの行政報告です。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終了いたします。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、私から議会関係の報告をいたします。

三月十三日、草津中学校卒業証書授与式が行われ、議員各位が出席をいたしました。

三月二十四日、草津小学校卒業証書授与式が行われ、議員各位が出席をいたしました。

三月二十七日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場で開催され、中澤副議長と出席をいたしました。

三月二十八日、西吾妻福祉病院管理運営協議会、西吾妻福祉病院組合議会定例会及び西吾妻衛生施設組合議会が長野原町役場で開催され、中澤副議長、金丸民教土木常任委員長と出席をいたしました。

三月三十日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町役場で開催され、中澤副議長と金丸民教土木委員長が出席をいたしました。

四月七日、令和五年度草津小学校並びに草津中学校の入学式が行われ、出席をいたしました。

四月十九日、令和五年度草津町老人クラブ連合会定期総会が総合体育館において開催され、出席をいたしました。

四月二十六日、国道二九二号志賀草津道路開通に伴う安全祈願式が天狗山レストハウスにおいて開催され、議員各位が出席をいたしました。

五月十六日、軽井沢町役場におきまして、令和五年度国道一四六号軽井沢バイパス建設等期成同盟会総会が開催され、町長、上坂民協土木常任委員長とともに出席をいたしました。

五月十八日、春の道路愛護デー視察が実施され、議員各位に出席をしていただきました。ご苦労さまでした。

五月二十四日、長野原町役場におきまして吾妻郡議長会定例総会が開催され、出席をいたしました。

五月二十九日、群馬県町村議会臨時総会及び町村議会議長研修会が前橋市市町村会館で行われ、出席をいたしました。

以上、私のほうから議会関係の報告を終わります。

◎教育委員会の点検・評価に関する報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の点検・評価に関する

報告について、報告を願います。

教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、令和四年度事業を対象といたしました教育委員会の点検・評価に関する報告をさせていただきます。

報告書を一枚おめくりいただきますと目次がございます。

初めに、点検・評価の実施趣旨ですが、右ページ上段をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定によりまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならない」との規定があり、本日ご報告をさせていただくものであります。

二ページをご覧ください。

教育委員会制度の概要及び意義についての記載がございます。

続く三ページには、草津町教育委員会の組織構成についての記載がございます。

下段から六ページにつきましては、令和四年度におきます草津町教育行政方針の記載がございます。

六ページ下段をご覧ください。

草津町総合教育会議の開催状況についての記載がございます。

続きます七ページから十二ページにつきましては、令和四年度の草津町教育委員会における定例会・臨時会及びその他会議の開催状況を記載しております。

ここまでの詳細につきましては、説明を省かせていただきます。

十二ページ中段をご覧ください。

教育委員会の所管に属する所要事業の点検・評価をご報告申し上げます。

令和四年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内においてガイドライン警戒度レベルが一から二を推移したため、引き続き感染症対策に取り組みました。

(一)といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策事業についてですが、草津小中学校及びこども園は、感染の状況を鑑み休校・休園の対応を行い、社会教育施設や社会体育施設においては、感染症対策を講じ通常運営を行いました。

令和四年度の草津町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応の主なものにつきましては、次表のとおりご報告をいたします。

十四ページをご覧いただきたいと思ひます。

(二)といたしまして、G I G A スクール構想事業についてですが、児童生徒へ一人一台ずつの学習用端末の導入を令和二年度に実施しており、令和三年度には、W i f i 等の環境のない場合でも対応可能な通信システムの整備を行いました。

令和四年度では、草津中学校がI C T推進校として群馬県より指定され、I C Tを活用した主体的・対話的で学びに向かう生徒の育成を目的として実施いたしました。

今後においては、しっかりとしたセキュリティ体制を構築しつつ、将来的にはオンライン教育などについても対応可能な環境整備を図つてまいりたいと思ひます。

次に、町長施策との連携における子育て支援の重点化事業についてですが、初めに、①学校施設、社会教育・体育施設における安全対策の推進ですが、学校施設関係につきましては、小学校安全管理対策事業九百八十一万一千円、中学校安全管理対策事業一千二百九十四万円と合計し二千二百七十五万一千円を実施いたしました。

社会教育・体育施設関係につきましては、総合体育館、剣道場床改修工事二千五百万円、町民屋内プールろ過ポンプ整備工事六十七万一千円と合計二千五百六十七万一千円を実施いたしました。

次に、②学校給食費の完全無料化につきましては、平成二十九年度より学校給食費の完全無料化を実施しており、令和四年度においても継続実施をいたしました。なお、こども園及び小中学校の休校、休園期間中においても保護者の方々の負担を考慮し、学校給食提供の代替措置といたしまして、一人一日当たり五百円の学校給食代替支援事業を行いました。

十五ページをご覧ください。

③学童保育（児童室事業）の拡充につきましては、放課後児童の健全育成事業として、長期休業期間中、土曜日及び祝日においても開設をし、一学年から四学年までを対象に運営を行いました。こちらでは、おやつ代についても全額公費負担を行っております。

次に、④高校生等の就学支援の継続につきまして、平成二十七年年度から実施しております。令和四年度について、一人当たり年額四万円の助成を継続実施いたしました。

次に、⑤中学生学生服購入負担事業の継続につきまして、保護者負担軽減のため、購入費の二分の一補助を継続実施しております。

次に、⑥幼児教育の推進強化につきまして、橋渡しビジョン一として、英語教育推進プランでは英語指導助手（ALT）を活用し、ベルツこども園における幼児教育に英語レッスンプランを取り入れ、幼児教育から中学生までの横断的な英語教育を推進しています。

橋渡しビジョンの二、幼児教育推進プランでは、保育教諭等の資質向上のため、国庫補助事業を活用し、保育士、保育教諭及び教育委員会における支援員を含めて、教育の質の向上対策研修会を実施いたしました。

十六ページをご覧いただきたいと思えます。

橋渡しビジョンの三、読書推進プランでは、ベルツこども園において、町立温泉図書館の図書司書が主体となって、園児向けの絵本などの整備充実を図り、併せて小中学校の図書整備を強化し、横断的かつ接続性のある読書推進事業を行いました。

同じく十六ページの中段をご覧ください。ここからは学校教育関係の点検・評価になります。

大見出しの八番ですが、教育委員会の所管に属する所要事業の点検・評価。学校教育では、草津町教育行政方針に掲げる七つの重点項目ののっとり、①子供たちを守る安全安心対策事業の推進から、十九ページの⑦まで、表のとおり事業を実施いたしました。

十九ページ中段をご覧くださいと思います。

大見出しの九番、教育委員会の所管に属する所要事業の点検・評価。社会教育分ですが、同様に、草津町教育行政方針ののっとり、①から二十一ページの⑦まで、表のとおり事業を実施してまいりました。

以上、令和四年度を対象といたしました教育委員会の点検・評価に関する報告書に係る概要説明とさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうもありがとうございます。

◎議案第一号、議案第十三号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第一号から議案第十三号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第十三号までについて、一括上程することに決定いたしました。
続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

最初に、議案第一号、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第一号につきまして、朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 草津町犯罪被害者等支援条例の制定について。

草津町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページから三ページまで、今回制定しようとする条文を記載してございます。
もう一枚おめくりいただきまして、四ページ、制定理由及び要旨について説明をいたします。

制定理由及び要旨。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第二号、住民課長、願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第二号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第二号 草津町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和五十年草津町条例第四号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきますと、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

改正理由及び要旨。令和五年九月から個人番号カードを利用して、民間事業者等が設置する多機能端末機より印鑑登録証明書を出力することができるようになることから、関係する条例の整備が必要であり一部改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第三号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第三号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第三号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について。

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和二十六年草津町条例第四号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回制定しようとする条例の告示文の案となっております。

もう一枚ページをおめくりいただきまして、二ページをご覧いただき、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

国による行政手続における押印等の見直しに関連し、国家公務員に対する職員の服務の宣誓に関する政令の一部が改正され、任命権者の面前で宣誓書の署名をすることとされていた従前の規定に関して、宣誓書については提出する方式に変更されたことから、草津町においても政令に沿った内容に改めるとともに、字句の整理など、所要の改正を行うというものでございます。

次からの三ページ、四ページにつきましては、改正しようとするそれぞれの条文の新旧対照表をつけさせていただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第四号、税務課長、説明願います。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、議案第四号について、朗読及び説明をいたします。

議案第四号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

草津町税条例（昭和三十七年草津町条例第十六号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正文がございます。本改正では税条例附則第十条の二に、新たに一項を加えるものとなります。

さらにおめくりいただきますと、その改正理由がございます。

改正理由。国において地方税法等の一部を改正する法律が令和五年四月一日に施行されたことにより、長寿命化に資す

る大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置が創設されました。これに伴い、本減額措置の適用に当たっては、改正後の地方税法附則第十五条の九の三の規定により、三分の一を参酌し、市町村の条例で定める割合に相当する額を減額することとされたため、本町税条例において具体的に減額割合を規定するものです。なお、その割合は法による参酌基準である三分の一と定めております。

また、施行日は公布の日からとし、適用は法施行日である令和五年四月一日としております。

三ページは、本改正の新旧対照表となっております。

以上が議案第四号となりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第五号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第五号について説明させていただきます。

議案第五号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（令和三年草津町条例第三号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正する条文を記載してございます。

もう一枚おめくりいただき、二ページの改正理由及び要旨により説明をさせていただきます。

改正理由及び要旨。所得控除に係る税制改正に伴い、文言を改正するものです。

続きます三ページ以降は、新旧対照表を記載してございます。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第六号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第六号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第六号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第二次）。

令和五年度草津町の一般会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千三百七十二万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十五億三千六十万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。一ページの「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金六千三百九十二万円の増額。

十六款県支出金三十五万円の増額。

十九款繰入金六千六百万円の増額。

二十一款諸収入三百四十五万円の増額。

下がりました。二ページ、歳出について申し上げます。

一款議会費二百四十八万四千円の増額。

二款総務費二千九百六十八万三千円の減額。

三款民生費一億一千二万円の増額。

四款衛生費一千五十四万七千円の増額。

六款農林水産業費二十四万七千円の増額。

七款商工費八十二万円の減額。

八款土木費三千三百八十五万四千円の増額。

十款教育費七百四十八万七千円の増額。

一枚おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

十二款予備費四十一万六千円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに一億三千三百七十二万円を増額し、歳入歳出それぞれを五十五億三千六十万円にしようとするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第七号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第七号について朗読と説明を申し上げます。

議案第七号 令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）。

令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億一千百五十一万九千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

第三款国庫支出金十二万三千円の減額。

第五款県支出金六万二千円の減額。

第七款繰入金五百十九万四千円の増額。

続いて下がりました、二ページの歳出です。

第四款地域支援事業費五百万九千円の増額で、歳入歳出それぞれ五百万九千円を増額し、補正後の予算総額を六億一千百五十一万九千円とするものがございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第八号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第八号について朗読と説明を申し上げます。

議案第八号 令和五年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）になります。

第一条、令和五年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）は、次の定めるところによる。

第二条、令和五年度草津町千客万来事業会計予算（以下、「予算」と言う）第四条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額三億四千三百十万九千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額六千二百九十五万一千円及び過年度分損益勘定留保資金二億八千五百八千円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

第一款資本的支出において、補正予定額三百万円を増額し、計十億五千二百三十六万円とするものとなっております。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第九号、企画創造課長、お願いします。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 続きまして、議案第九号について朗読と説明を申し上げます。

工事請負契約事項の変更について。

令和四年十月六日契約締結の令和四年度社会資本整備総合交付金事業、草津温泉門建設工事請負契約事項の一部を次のとおり変更し契約したいので、議会の議決を求めます。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただき、一ページをご覧ください。

変更となる契約事項の説明となります。

一、契約の対象、これについては変更はございません。

二、契約金額、変更前四千八百四十万円、うち消費税額四百四十万円。変更後六千二百七十九万九千円、うち消費税額五百七十九万九千円。

三、契約の相手方、変更はございません。

四、契約の方法、変更前、指名競争入札不落による随意契約。変更後、指名競争入札不落による随意契約、設計変更に伴う契約の変更。

説明は以上となります。慎重なご審議をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第十号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

議案第十号 財産の取得について。

令和五年度町単事業町内巡回バス車両購入につき、次のとおり財産を取得することについて。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年草津町条例第七号）第三条の規定により議会の議決を求める。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、取得する財産についての記載がございます。

一としまして、取得する財産、小型バス一台。

二、購入金額、金二千六百六十一万九千四百七十円、課税対象金額、金一千五百三万四千二百六十四円、消費税額、金百五十万三千四百二十六円、非課税対象金額、金八万一千七百八十円。

三、納入期限、令和六年三月三十一日。

四、購入の相手方、群馬県前橋市高井町、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北関東ふそう前橋支店支店長、小野里仁。

五、契約の方法、随意契約。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十一号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十一号について、朗読、説明を申し上げます。

議案第十一号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例（平成十六年草津町条例第二十二号）第四条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により議会の議決を求める。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。

大字草津九一五番地九、株式会社大寫組代表取締役、寫崎守弘。

業種、民宿。

源泉名、湯畑。

浴槽面積一・九六平方メートル、毎分六リットル。

施設名ですが、仮称ですが、しまとなっておりま。

一枚おめくりいただきますと、温泉引用調査報告書がござい。参考資料としてなっておりますので、ご覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十二号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 巨君 登壇〕

○温泉課長（関 巨君） 議案第十二号について、朗読、説明を申し上げます。

議案第十二号、温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例（平成十六年草津町条例第二十二号） 第九条第二項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第一項第三号の規定により議会の議決を求める。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

新旧申請者の住所と氏名です。

新、埼玉県川口市東川口二ノ一五ノ三、倉持有廣。

旧、草津町大字草津三五〇番地、江田良子。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、二・四平方メートル。

給湯量、毎分七リットル。

施設の名称については未定となっておりますが、旧えだ屋旅館となっております。

次のページにおいて、参考資料として温泉引用調査報告書が添付しております。ご覧いただけたらと思いますので、よろしく願います。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第十三号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十三号について説明をさせていただきます。

議案第十三号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項の規定に基づき、草津町農業委員会委員を別紙のとおり任命したので、議会の同意を求める。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町農業委員会につきましては、定数が九名であり、任期については三年間で、令和五年七月十九日までとなっております。そのため今回九名の方を任命するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

専任のため、同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案がございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

十五分休憩いたします。

十一時五分に再開いたします。よろしく願います。

休憩 午前十時五十一分

再開 午前十一時五分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第十三号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第十三号につきましては人事案件であります。議案の付託に先立ち、本日審議をしますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十三号については、本日審議することに決定をいたしました。任命しようとする委員について一覧表を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（宮崎謹一君） 配付は終わりましたか。

議案第十三号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、町長のほうから氏名について提案を願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 議事録の関係で、私がここで宣告しないと議決になりませんので、私のほうから改めて氏名を申し上げさせていただきます。

農業委員会の委員について任命をしようとする者。

草津町大字草津甲五六五番地、氏名、市川秀雄氏。

二番、同じく草津町大字前口二七八番、中澤映子氏。

三番、草津町大字前口四八二番地の二、水出好美氏。

四番、草津町大字前口一四八番地の一一、高原まち子氏。

続きまして、五番、草津町大字草津二二四番地、黒岩卓氏。

六番、草津町大字前口二五〇番地の二、浅香勝氏。

七番、草津町大字前口一三一番地の五六、内山敏夫氏。

八番、草津町大字草津四三三番地の七、市川祥史氏。

九番、草津町大字草津六三四番地の一〇、山口芳雄氏ということで、全員が任期が切れるということで、私のほうから提案をして、議会の議決をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありました。

九名の委員の中に議員が二名入っております。黒岩卓議員と市川祥史議員の二名でございます。

この二名と七名に分けて質疑、討論、採決を行います。

初めに、議員二名についてそれぞれ一名ずつ行います。

初めに、黒岩卓議員について行います。

本案は、黒岩卓議員の一人身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定により退席を求めます。

〔黒岩 卓君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） 続いて、黒岩卓議員の任命同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての委員の中、黒岩卓議員の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、黒岩卓議員の任命に同意することに決定をいたしました。

黒岩議員の入場を認めます。

〔黒岩 卓君 入場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま黒岩卓議員が、草津町農業委員会委員の任命に同意されたことを告知いたします。

続きまして、市川祥史議員について行います。

本案は、市川祥史議員の一身に関する案件でありますので、地方自治法第百十七条の規定により退席を求めます。

〔市川祥史君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、市川祥史議員の任命同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての委員の中、市川祥史議員の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、市川祥史議員の任命に同意することに決定をいたしました。

市川議員の入場を認めます。

〔市川祥史君 入場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま市川祥史議員が草津町農業委員会委員の任命に同意されましたので、告知をいたします。

続いて、議員二名以外の七名について行います。

市川秀雄氏、中澤映子氏、水出好美氏、高原まち子氏、浅香勝氏、内山敏夫氏、山口芳雄氏について質疑を行います。
湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本でございます。

誠に恐れ入りますが、一点確認をさせていただきます。

先ほど町長から氏名を読み上げていただいた際に、「あさかまもる」氏とおっしゃっていたように聞こえたんですけども、確認ですが、「まさる」さんでよろしいですね。はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

質疑はほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての委員の中、議員二名を除く七名について任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議員二名を除く七名について任命に同意することに決定をいたしました。

◎議案第一号～議案第十二号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いております。議案第一号から議案第十二号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおりに担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定をいたしました。

◎承認第一号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。朗読と説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第一号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきまして、専決処分書の写しを添付してございます。

専決処分内容につきましては、令和四年度草津町一般会計補正予算（第十三次）でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、補正予算（第十三次）にて説明をさせていただきます。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第十三次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三億九千七百一十一万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十六億二千六百万九千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、一ページの「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、一款町税一億八百三十八万五千円の増額。

二款地方譲与税百七十八万九千円の減額。

三款利子割交付金六万七千円の減額。

- 四款配当割交付金八十五万二千円の増額。
 - 五款株式等譲渡所得割交付金三十一万五千円の増額。
 - 六款法人事業税交付金六百十九万一千円の増額。
 - 七款地方消費税交付金一千三百六十六万一千円の増額。
 - 八款ゴルフ場利用税交付金五十七万六千円の増額。
 - 九款環境性能割交付金九十一万八千円の増額。
- 下段、二ページとなります。
- 十一款地方交付税七千八百二十万二千円の増額。
 - 十二款交通安全対策特別交付金九万八千円の減額。
 - 十三款分担金及び負担金五十五万三千円の減額。
 - 十四款使用料及び手数料二十万七千円の減額。
 - 十五款国庫支出金二千三百三十五万六千円の減額。
 - 十六款県支出金五百四十一万二千円の増額。
 - 十七款財産収入七万四千円の減額。
 - 十八款寄附金一億六千二百二十二万五千円の増額。
 - 十九款繰入金四千六万一千円の増額。
 - 二十一款諸収入五百四十二万七千円の増額。
- おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。
- 二十三款自動車取得税交付金三万八千円の増額。
- 下段、四ページよりは、歳出について説明を申し上げます。

一款議會費百六十七万六千円の減額。

二款総務費六億四千九百七万六千円の増額。

三款民生費七千八百六万六千円の減額。

四款衛生費五千七百六十一万七千円の減額。

六款農林水産業費七十八万五千円の減額。

七款商工費三百五十五万四千円の減額。

八款土木費八千五百一十千円の減額。

おめくりいただきまして、五ページをお願いいたします。

九款消防費九百五万八千円の減額。

十款教育費三千五百八万五千円の減額。

十一款公債費十八万二千円の減額。

十二款予備費七百四十四万七千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに三億九千七百一十一万九千円を増額し、歳入歳出それぞれを六十六億二千六百万九千円にし、
うとするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第一号について質疑を行います。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本でございませう。

恐れ入りますが、質疑が七点ございます。よろしくお願いいたします。

事項別明細書、まず十ページ、一番上のところ、十一款地方交付税の特別交付税七千八百二十万二千円でございませうが、

こちら特別交付税をいただけるということになったわけで、特別ということでは何かいただけるに至った特別な事項というか、そういったものがあるかどうかというところをお願いいたします。

続きまして、十三ページ、これ歳出の二十七ページにも出てくる事項ですけれども、社会福祉費国庫補助金の中で一千五十万二千円の減額となっている電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業というところでございますが、昨年の七次補正の中で五千二百五十万円の増額からの今回減額というところでございます。約二割の減額となっておりますけれども、実績が予算額に対して減少した理由についてお願いいたします。

続きまして、歳出の方に移りまして二十三ページ、一番上の上から三番目ですかね。諸費の特定目的基金事業、長期積立分二億円ですけれども、ここで言う特定目的というのはどういったものでしょうか。

続きまして三十一ページ、下段の予防費ですけれども、ワクチン接種等いろいろなワクチン接種に関して軒並みといえますか、かなりの減額というところになっております。全体的にワクチン接種が恐らく見込んでいたよりも少なかったというところだと思っておりますけれども、その辺りどのぐらいの率であったかというところ。特に、これの中で子宮頸がん予防ワクチンにつきまして、昨年六月の補正予算で九十七万二千円の増額がなされているところに対して、今回九十万七千円の減額ということで、残りといえますか、それが六万五千円のみというところでございます、これ特に気になるところでございます。予算見込みに対して、どのぐらいの接種があったのかというところをお願いいたします。

続きまして、四十四ページ、教育委員会の事務費でございます。維持補修費二百十三万四千円の減額というところですが、これは恐らく中学校のところにある熱交換器の維持費に関するものであると思われるけれども、こういったことでこの二百十三万四千円の減額ということに至ったのか、そこをお願いいたします。

続きまして、四十五ページと四十六ページにまたがるところでございますけれども、小学校、中学校それぞれにおいて、燃料費がかなりの減額ということになっております。この減額、特に中学校においては六百九万一千円の減額というところで、かなり減額幅が大きいんですけれども、これについてお願いいたします。

続きまして、四十六ページ、中学校運営管理事業です。ごめんなさい、失礼しました。安全管理対策の維持補修費の減額二百七十四万円の減額になっておりますけれども、この内容についてお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） それでは、順を追って説明を願います。

最初に、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

事項別明細書、十ページの地方交付税特別交付税の七千八百二十万二千円の増額理由ということでございます。

これにつきましては、三月交付分の確定を受けまして、この金額七千八百二十万二千円を増額したものでございますが、十二月の交付分とを合わせまして二億八百二十万二千円にしようとするものでございます。この令和四年度の特別交付税の交付額は、令和三年度と比較いたしますと約三千二百万円ほど増加しております。この要因につきましては、当課財政等と分析した中では、国税の税収増による増額配分があったものと併せまして、令和四年度の草津町の特殊事情として、万代鉦にかかる諸経費、関連経費、こういったものが特殊事情として算定に組み込まれたものというふうに分析をしております。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、湯本議員の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、令和四年十一月から令和五年二月末までにかけた事業でございます。対象者を住民税

等均等割非課税世帯の世帯を対象に、一世帯当たり五万円を給付する事業でございました。

こちら当初一千五十件を見込んでおりまして、これに給付金の単価五万円を乗じた五千二百五十万円を補正予算で計上しておいたものでございます。実際の事業につきまして、予定をした一千五十件に對しまして、八百四十六件の給付でございました。八〇%ほどの給付率でございました。この実績額四千二百三十万円と当初の差につきまして、一千二十万円を減額するものでございます。

以上です。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続きまして、事項別明細書の二十三ページの特定目的基金についてのご質問にお答えいたします。

今回の一般会計における十三次補正予算におきましては、歳入歳出の差引額として約五億円の財源が捻出できたという状況でございました。財政調整基金のほうには三億円を積み戻すということで、この財政調整基金が最近は安定しているという状況の中で、今後の施設整備修繕に充てる財源として、公共施設整備基金に一億円、それから起債償還に充てるための財源として、減債基金に一億円を、それぞれ計一億円ずつの二億円を特定目的基金として積み立てる内容のものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 先ほどご質問のありました湯本議員の質問に答えたいと思います。

予防費の減額について、主なものはコロナワクチンの接種が続いている中で、インフルエンザの流行も過去二年間少な

く、令和四年度についてもインフルエンザ予防接種する方が減少したのと、あと新型コロナウイルスワクチン接種事業について、三回目接種、四回目接種、あとオミクロン対応の接種と継続してありまして、その都度、対象者の方がだんだん減ってきました、その分、その都度の回数ごとで予算計上させていただいておりましたが、接種する方が減ってきたので、減額の補正となりました。

令和二年度の全世帯無料化として、インフルエンザの接種があったんですが、そのときと令和四年度の全世帯の無料化での比較といたしまして、高齢者で一〇%減、成人では八%減、小児では二〇%減となっております。

あともう一つの質問のHPVの子宮頸がんワクチン接種についてなんですが、キャッチアップとしまして、平成九年生まれから平成十九年四月一日生まれの方、二百五十一名の方が対象で、補正予算でお世話になりましたところ、二百五十一名の中一〇%ほどの方の金額でお世話になったんですが、接種を行った方が三名のみということになりました。

あともう一つなんですが、定期の接種の方もいるんですが、十二歳から十六歳、その中でも六十四名の方が対象となっておりますが、七名の方のみの接種となっております、HPVの子宮頸がんのワクチンについては、接種控えがあるのかなと思っております。

以上になります。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、湯本議員のご質問にお答えします。

四十四ページ中段にございます説明欄、学校教育付帯施設管理事業、維持補修費でございます。二百十三万四千円の減額につきまして、中学校暖房設備である熱交換設備内のレンジ重量計が耐用年数を迎えることから、交換を予定しておりましたけれども、まだ故障、不具合が発生しないことや、熱源である万代鉱泉による供給が安定しないこともあり、この事業の見送りをを行い減額補正を行ったものです。

次の四十五ページ中段、説明欄にございます小学校運営管理事業、燃料費二百三十万円の減額につきましては、小学校の暖房設備であるボイラーの重油代が、今年暖冬によって見込んでいた量より少なく済んだことによる減額補正になります。

一枚おめくりいただきまして、四十六ページ中段、中学校、説明欄、中学校安全管理対策事業、維持補修費二百七十四万円の減額につきましては、当初、中学校屋根を段階的に全体の補修を見込んでおりましたが、今回補修方法を見直し、部分補修に変更したことによる減額補正を行ったものです。

次に、説明欄、中学校運営管理事業、燃料費六百十九万一千円の減額につきましては、万代鉦の事故によって中学校暖房施設の代替として、ブルーヒーターを約四十台設置させていただきました。灯油の量が暖冬によって見込んだ量より使用した量が少なかったことと、夜間の凍結防止対策として電気ヒーターを使い燃料費の削減ができたことによる減額補正になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員。

○九番（湯本晃久君） ありがとうございます。

HPVワクチン、子宮頸がんのワクチンについて、再質問をさせていただきます。

この事業は、厚生労働省のホームページによりますと、令和七年、再来年の三月まで継続というところで伺っておりますけれども、今年度、令和五年度においては、一般会計予算においては計上されていないのですけれども、これ厚生労働省のものとおり支援、応募があった場合には、その補助は行われるということでしょうか。

それと、さすがに二百五十一名中三名のみというところがございますので、これ平成九年から十九年度にお生まれになった方ということですので、今ちようど就学だったり、就職だったり、草津を離れておられる方が多いかと思っております。それから、コロナの関係等で病院などになかなか行けなくて間に合わなかったという方も結構おられるのではないかと思います。

うふうに思います。その辺り、特にその事情といえますか、これからのフォローアップ、それから広報で今まで受けられない方が受けられるような体制をとっていかれるご予定があるでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 湯本議員のご質問に答えたいと思います。

キャッチアップ接種は今、お話があったように令和七年度まであります。このことでこの後、広報のほうも既に用意してありますので、引き続きこの事業は継続して行います。

予算の中では、県内の病院であれば集合契約となっております。委託料の中から県内の病院であれば委託料で支払いのほうができますので、こちらのほうの予算もご用意してございます。

県外で接種された方の場合は、その予算というのは令和四年度については扶助費のほうでありましたが、今年度は用意しておりませんので、そういう方があったときには、補正にて対応させていただければと考えております。

以上になります。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 十ページの地方交付税の特別交付税ということで、先ほど総務課長のほうから説明いたしました、万代鉦の源泉はご存じのとおり、一般会計ではなく特別会計でやっていて、大変知事も自ら、そして事務方も大変配慮していただいたんですけれども、なかなか財源をつけることが難しいと言われてたんですが、最後に特別交付税という中で配慮がされているものと、このように思っている次第でございます。

それと関連するんですけれども、小中学校の暖房費を高く設定したんですけれども、どうなるか分からない中で予算づけをしたということの中で、結果論として、それほどお金がかからなかったということでありますが、これは今年度、今年には必ず例年どおりの万代鉱源泉のカロリーによって暖房ができるというふうにしてまいります。公式の場所で宣言しておきますけれども、そのために今何をするかを考えていますし、午後に委員会版の全協をお願いしてありますので、そこで述べてまいりたいと思います。

子宮頸がんについては、受ける方の自主的な問題も関わってくるんだと思います。テレビ等でよく、後で後悔しないようにというテレビが流れていますけれども、私もそう思いますので、ただし、強制するものではないという中で、行政として可能な限り、町としても積極的に取り組んでまいればと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 今回の湯本議員のところの関連なんですけれども、子宮頸がんの広報の仕方、強制ではないと今、町長はおっしゃっていらしたんですけれども、どのように行っているのか、ちよつと勉強不足だったんだけれども、草津町の町民は、さつきも湯本議員が県外に出てる方がいらっしゃる年代の方がいるということだったんですけれども、その辺に對しては、どのように町として対応していらっしゃいますか。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 有坂議員の質問に答えたいと思います。

今の質問なんですが、二百五十一名の対象者には個人宅に通知のほうが昨年度はもう送られています。今年に限っても、

全体の広報を通して周知のほうはしたいと思っておりますので、既に広報のほうもできていますので、その辺を早めに進めたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

金丸議員。

○七番（金丸勝利君） 七番、金丸です。

二十三ページのふるさと納税の草津町ウクライナ支援事業寄附金、これの減額が四百十八万八千円となっておりますけれども、この減額の理由と、後は昨年度一年間やったウクライナへの寄附金はどのくらいになったんでしょうか。質問します。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長、お願いします。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、金丸委員の質問にお答えさせていただきます。

ウクライナに関連する事業についてですが、令和四年度の実績で七億六千二百二十五万二千四百三十三円の寄附金の受入れがございました。それに対して、町長のほうでおっしゃられた五分のところ、令和四年度支援金の総額で三千八百一十一万一千二百六十三円となっております。これについては、町のホームページ等で広報させていただいております。減額の理由につきましては、当初の見込み分が多かったので、実績に合わせた減額となっております。よろしく願います。

○七番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

小林議員。

○六番（小林純一君） 六番、小林です。

三十九ページの立体交差建設事業の建設工事二千五百四十四万六千円の減額について、内容をちよつとお聞きしたいのと、それから四十一ページ真ん中に、国庫支出金による都市計画整備事業、建設・改良工事（補助）で一千四百五十五万四千円の減額になっているんですけれども、これは実績か何かによるものの減額なのか、あるいは使えなかったものなのか、ちよつとその辺をお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひします。この二点です。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） それでは、小林議員のご質問にご説明をいたします。

三十九ページ、十八節の建設工事二千五百四十四万六千円の減額についてですが、こちらは当初予算五千四百五十二万円を見ておりまして、その中で三本の工事費を差し引いて残った金額となります。一つが立体交差に係る電柱の移設費九百六十四万円。それと二つ目が、令和三年度立体交差先行工事の残工事費七百二十万円。それと三つ目が、令和四年度の立体交差建設工事の町負担額の一千二百四十二万円。これら工事費を差し引いた残額が二千五百四十四万六千円となっております。

立体交差の終点付近につきましては、現在も残工事が継続中ですが、令和四年度予算を精算するため、この残予算二千五百四十四万六千円につきまして減額補正をしたものであります。

なお、継続中の残工事を含めまして、今後令和四年度の立体交差建設工事の変更工事費が確定した際には、変更額の補正予算と現協定書の変更を上程する予定になってございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、小林議員の質問にお答えします。

四十一ページの国庫支出金による都市計画整備事業のうち、十四節建設・改良工事費の一千四百五十五万四千円の内訳についてですが、四つの事業に分かれております。

まず最初が、町道地蔵線の舗装修景工事ということで、ここが請負差金の関係で二十六万四千円の減額となっております。次に、草津温泉駐車場建設工事、これが三百二十九万円の減額となっております。続きまして、温泉門の建設工事、これが二千百二十三万円の大幅な減額となっております。これにつきましては、温泉門工事でポンプ室があるんですが、ポンプ室の基礎を先だつてその中に組み込んでいたんですが、ポンプ室の工事が別枠となりましたので、その分が減額となっております。それともう一つが本町駐車場跡地広場整備工事、これが一千二十三万円の増額となっております。これにつきましては、入札の不調によりまして設計額精算により増額となったのが理由でございます。合わせまして一千四百五十五万四千円の減額の内容となっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 非常に大きな金額が減額になったり、ついたりしているんですが、単年度主義で行政というのは動きます。ですから、令和四年度で予定していたものの中で、当然、国からの補助金とか、国税算入とか、いろんなものが全部ではないですがあるんですけれども、そういうものを加味した中で年度ごとに区切っていくかなきゃならない。

ですから、令和四年度に計画していたものを一旦そこで精算して、取りやめた事業を令和五年度にまた載せ替えるという作業が出てきます。これは、どうしてもそういうふうにしていかなきゃならないので、あまりにも大きな数字が乱暴に

ぼーんと上がったり下がったりしているんですけども、疑問に思うのは当然だと思わんですが、ぜひその行政の仕組み上の中で、そういう手続を取っていかなきゃならないことでありますので、一旦減額しますけれども、さらに新年度ではまた上ってくるということも、そしてやっているうちにいろんな問題が出てきますから、そのために補正というものがあるので、その中できちんきちんと明確に、何の漏れもないような形で皆様に提案して、議決を再度いただければと思っております。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了いたします。

討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

承認第一号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第一号については原案のとおり承認をいたしました。

◎承認第二号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第二号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、承認第二号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

承認第二号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきますと、令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第四次）でございます。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第四次）。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千七百五十二万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億八千六百九十九万一千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきましたと、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。まず、歳入でございます。

第一款国民健康保険税一千九百三十七万円の減額。

五款県支出金二千六百四十五万五千円の減額。

八款県支出金二百八十七万八千円の減額。

十款諸収入百十二万六千円の増額。

下がりまして、二ページの歳出でございます。

二款保険給付費四千七百五十二万七千円の減額。

歳入歳出それぞれ四千七百五十二万七千円を減額し、補正後の予算総額を六億八千六百九万一千円とするものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

承認第二号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようでございます。

なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第二号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第二号については原案のとおり承認をいたしました。

◎承認第三号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第三号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、承認第三号について、説明をさせていただきます。

専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないため。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書がございます。

専決処分しようとする事項でございます。令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第四次）です。

さらに一枚おめくりいただきますと、令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第四次）について説明をさせていただきます。

令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千二百七十一万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億三千四百七十九万五千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきますと、一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

第一款保険料百三十五万五千円の減額。

第三款国庫支出金五百三十二万円の増額。

第四款支払基金交付金四百九十五万六千円の減額。

第五款県支出金二百二十七万円の減額。

第七款繰入金三千九百四十五万三千円の減額。

続いて、二ページの歳出です。

第二款保険給付費三千八百三十七万七千円の減額。

第四款地域支援事業費四百三十三万七千円の減額で、歳入歳出それぞれ四千二百七十一万四千円を減額し、補正後の総額を五億三千四百七十九万五千円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

承認第三号について質疑を行います。

三番、有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。

介護保険の歳出で軒並みマイナスとなっていてますけれども、これは実績だと思っただけなんですけれども、結局、コロナによって利用者がこのサービスを受けなかったということでもよろしいんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 有坂議員のご質問にお答えいたします。

給付費の減額でございますが、コロナの影響というのものもあるとは思われますけれども、ここ令和四年度につきましては、施設入所に関する給付が二・八％減少しております。費用の比較的にかかる施設サービスが減少傾向にあるものとは思われます。

また、三月の補正予算のときに最大値計算をしておるものですから、今回の補正が金額がさらに大きくなっているというものでございます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第三号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第三号については原案のとおり承認いたしました。

◎承認第四号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第四号 専決処分事項の承認を求めることについて上程をいたします。

朗読と説明をお願いします。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、承認第四号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

承認第四号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきますと、令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）でございます。

令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）。

令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五千七百五十一万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億二千九百二十二万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。
まず、歳入でございます。

一款後期高齢者医療保険料三百二十八万五千円の減額。

三款後期高齢者医療広域連合支出金四万円の減額。

四款繰入金二百七十七千円の減額。

六款諸収入三十四万九千円の減額。

下がりました、二ページの歳出でございます。

二款保健事業費四万二千円の減額。

三款後期高齢者医療広域連合納付金二百五十六万八千円の減額。

四款諸支出金三十四万九千円の減額。

五款予備費二百七十九万二千円の減額で、歳入歳出それぞれ五百七十五万一千円を減額し、補正後の予算総額を一億二千九百十二万円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

承認第四号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようでありますので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第四号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、承認第四号については原案のとおり承認をいたしました。
ここで一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時五十九分

再 開 午後一時

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎承認第五号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、承認第五号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 承認第五号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第五号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法百七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないため。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

専決処分書の内容につきましては、令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第四次）でございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第四次）にて説明をさせていただきます。

令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億六百四十七万六千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第二条、地方自治法第二百十三條第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

第三条、地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」から説明をさせていただきます。

歳入ですが、七款町債、補正額十万円の減額。

歳出ですが、三款予備費、補正額十万円の減額。

歳入歳出それぞれ十万円を減額し、予算の総額を五億六百四十七万六千円とするものです。

ページ下がりまして、「第二表 繰越明許費」です。

一款土木費、一項下水道費、事業は下水処理場再構築事業で七千八百一十一万円の繰越しをお願いするものです。

「第三表 地方債補正」です。

起債の目的は、公共下水道事業債で、補正前の限度額六千九百二十万円の限度額を六千九百十万円に補正しようとする

ものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、表のとおり変更はございません。

今回、下水処理場再構築事業の令和四年度事業費分が確定し、公共下水道事業債が三月末で確定したことに伴う減額補正及び、それにより令和五年度への事業費繰越しをお願いするものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

続いて、承認第五号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第五号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第五号については原案のとおり承認をいたしました。

◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第一号 令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について報告を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第一号について報告を申し上げます。

報告第一号 令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したため、地方自治法施行令第四百十六條第二項の規定により報告する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

ページをおめくりいただきまして、令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきます。

表の中の款、項、事業名、金額、財源内訳の順に申し上げます。

まず、二款総務費、一項総務管理費、草津町公共施設等総合管理計画改定支援及び公共施設個別施設計画策定支援業務委託三百九十二万七千円、翌年度繰越額及びその財源は一般財源と同額でございます。

次に、二款総務費、三項戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システム管理事業四百三十三万四千円、翌年度繰越額及びその財源は、未収入特定財源として国庫支出金であり、同額でございます。

次に、八款土木費、四項都市計画総務費、国庫支出金による都市計画整備事業二億九百二十八万六千円、翌年度繰越額として一億二千四百一十一万円、財源は既収入特定財源六十万円、未収入特定財源として国庫支出金で六千二百五万三千円、地方債で五千四百七十万円、一般財源で百二十五万七千円でございます。

次に、九款消防費、一項消防費、庁舎非常用発電機更新工事四千三百万円、翌年度繰越額及びその財源は地方債で、同額でございます。

以上、ご報告申し上げます。

◎報告第二号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第二号 令和四年度草津よいところ元気基金の運用状況について報告を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続いて、報告第二号 令和四年度草津よいところ元気基金の運用状況について、報告を申し上げます。

令和四年度草津よいところ元気基金の運用状況について。

草津よいところ元気基金寄附条例（平成二十年草津町条例第十九号）第六条の規定により、令和四年度の運用状況を報告する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

記としまして、基金への積立額が、合計額としまして七億六千二百二十四万三千七百三円、基金の管理としましては、普通預金、年利〇・〇〇一%でございます。基金の収益処理としましては、利息として一万八千四百六十円、基金の処分につきましても六億一千九百五十一万一千二百六十三円となります。基金の繰替運用についてはございません。

一枚おめくりいただきますと、第十条による基金の処分の内訳がございます。

事業の区分、処分金額の順に申し上げます。

一つ目に、温泉、観光及び産業振興に関する事業で二億七千四百九十万三千円。

芸術、文化及びスポーツ振興に関する事業で二百六十万円。

子育て支援、健康と福祉及び教育の充実に関する事業で四千四百二十一万六千円。

安心して過ごすことのできる町づくりに関する事業で七百九十四万五千円。

その他目的達成のために町長が必要と認める事業において二億八千九百八十四万七千二百六十三円。合計としましては、記載はございませんが六億一千九百五十一万一千二百六十三円を処分いたしました。以上、ご報告申し上げます。

◎報告第三号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書について報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第三号について、朗読、説明をさせていただきます。

報告第三号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書について。

令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十六条第三項の規定により報告する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりください。

令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算繰越計算書になります。

一款資本的支出、一項建設改良費、事業名、万代鉱源泉貯湯及び配湯設備基本検討業務委託、翌年度繰越額五百万円。左の財源内訳ですが、過年度損益勘定留保資金を同額充当いたします。

説明になります。

発注者が求めた成果品と受注者が提示したものに相違があり、同意を得るまでの協議に日数を要したためとなります。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎報告第四号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第四号 温泉引用者名義書き換えについて報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第四号について、朗読、説明をさせていただきます。

報告第四号 温泉引用者名義書き換えについて。

草津町温泉使用条例第九条第三項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義書き換えをしたので、第十条第二項の規定により報告する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

事由ですが、継承となります。

新・旧申請者の住所・氏名、草津町大字草津五四七番地、宮澤篤。

旧、草津町大字草津五四七番地、宮澤和子。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積三・三六平方メートル、給湯量、毎分九リットル。

施設名がVANとなります。

以上、報告とさせていただきます。

◎報告第五号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第五号 温泉引用者名義移転について報告を願います。
温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第五号について、朗読、説明をさせていただきます。

報告第五号 温泉引用者名義移転について。

草津町温泉使用条例附則第七項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義を移転したので、第十条第二項の規定により報告する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧の申請者の住所・氏名になります。

新です。草津町大字草津四六四番地四一九、株式会社めでたや代表取締役、徳山智厚。

旧、草津町大字草津一三番地四四、徳山智厚。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積一・八平方メートル。

給湯量、毎分五リットル。

施設名ですが、めでたや。

理由ですが、個人から法人への移転となります。

以上、報告とさせていただきます。

◎報告第六号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第六号 温泉高度利用許可について報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第六号について、朗読、説明をさせていただきます。

報告第六号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第十八条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第四項の規定により報告する。

令和五年六月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名、東京都千代田区丸の内二丁目四番一号、ファーストブラザーズキャピタル株式会社代表取締役、

鹿野太一。

業種、ホテル。

源泉名、万代。

浴槽面積ですが、新が九平方メートル、旧が六・二八平方メートル。

給湯量、毎分十九リットル。

施設名称ですが、フォートリート草津となります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） はい、ご苦労さまでした。

◎発議第一号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、発議第一号 議会改革特別委員会設置についてを上程いたします。

本案は、議員提案であります。

提案者から議案の朗読と説明を願います。

小林純一議員。

〔六番 小林純一君 登壇〕

○六番（小林純一君） 発議第一号についてご説明させていただきます。

議会改革特別委員会設置について。

草津町議会委員会条例第四条の規定により、次のとおり議会改革特別委員会を設置する。

令和五年六月五日提出、提出者、草津町議会議員、小林純一、賛成者、草津町議会議員、湯本晃久。

一枚おめくりいただきまして、内容ですが、委員会名、議会改革特別委員会。

定数、十一人。

調査事項、議会の公開及び住民参加の制度、議会広報、議員報酬等、議会改革に関する調査・研究。

期間ですが、議会閉会中も必要に応じ活動できるものとし、その終了まで継続するものとします。

提出理由を読み上げます。

旧『議会改革特別委員会』においては、中学生議会の開催や本会議議事録のネット公開を行うなど、一定の成果がみられました。しかしその際に併せて議論したいとされていた、その他の議会改革に関する諸課題については、審議中の案件や、審議の進展をみないままとなっている案件もあり、また、他の地方議会では進歩著しい時代に合わせて改革に取り組んでいる議会もより多くみられるようになりました。

草津町議会議員選挙の投票率も近年低下傾向にあり、町民の議会への関心が薄れている可能性も否定できないと考えられます。より多くの町民に関心を持っていただき、また町民が積極的に参加できる体制作りを行うことも議会の使命であ

ると思います。

草津町議会におきましても、議会運営や情報公開のあり方等についてより一層の研究や、議論が必要と思われまます。この様な状況を鑑みて、議会改革特別委員会を改めて設置することを提案するものです。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。発議第一号につきましては、委員会付託を省略し直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

発議第一号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑ございませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論をお願いします。

黒岩議員。

〔十番 黒岩 卓君 登壇〕

○十番（黒岩 卓君） それでは、発議第一号に対する反対討論をさせていただきます。

特別委員会は、特定の事件に限って設置される臨時的な機関であり、常任委員会と同様、それぞれの専門別に分担して

調査及び審査を行うものです。

したがって、委員の定数も六名程度が望ましいと思います。発議第一号における委員の定数十一名は、明らかに不合理であります。

また、議会自体の行事や運営、活動については、協議したり、意見の調整を行うために全員協議会を開くこともできません。全員協議会で対応できる内容であれば、あえて特別委員会を立ち上げる必要はないと思います。

以上、二点の理由により、発議第一号 議会改革特別委員会の設置については反対をさせていただきます。
以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに反対の討論を行う方はおりますか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、続いて原案に賛成の方の討論。

湯本議員。

〔九番 湯本晃久君 登壇〕

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本晃久です。

本議案に対し、賛成の立場にて討論を行います。

改選前の議会において私は、令和二年十二月定例議会にて議会改革特別委員会設置の発議を行い、その後、二年三か月の間、委員長として町民に開かれた議会を目指して諸課題に取り組んでまいりました。

今回の発議の提出理由にもあるとおり、中学生議会の六年ぶりの開催や、本会議議事録のネット公開など、議員各位や当局の協力をいただきつつ、前進を見ることができた事案もありましたが、議論の入り口で滞ってしまった案件や、より掘り下げて議論を進めたかった案件も数多く残ってしまう形となったというのが、私自身の偽らざる思いです。

前議会において、委員会設置の発議を行った際、当時の議員さんから、全員協議会とどう違うのかという質疑がござい

ました。私は、開催の発議や議題の設定をその都度行う必要があり、なおかつ議論の継続が保障されない全員協議会よりも、継続的に腰を据えた議論のできる特別委員会の設置が望ましいという答弁を行いました。その考えは今も変わっており、議会の在り方を反復、継続的に議論する場を設けるほうが活発な議論を期待できると考えております。

特に、今回の選挙によって、私達はおのおの町民の負託をいただき、ここに集まっているわけですが、その一方で、投票率の大幅な低下という大きな課題を突きつけられました。今回の投票率は六三・五％でしたが、四年前の前回選挙と比較して約六ポイント、二十年前の選挙と比較すると二十五ポイント以上の低下、票数にして二千二百票余りの減少となつてしまいました。

投票率の低下には様々な要素があると考えられますが、議会の在り方について、議会の内部から真摯な検討を行うことを放棄してしまえば、町民の議会に対する関心はますます薄まっていくことでしょう。そうならないために、まずは常設、継続的な議論の場を作り、他町村の事例などを学びながら、ぎつくばらんに議論し、町民に開かれた草津町議会を再構築する姿勢を示すことが、今まさに求められていると考えます。

以上の理由により、私は本発議に賛成いたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに、原案に賛成の方、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ討論を終了いたします。

続いて、発議第一号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。発議第一号 議会改革特別委員会設置について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立五名〕

○議長（宮崎謹一君） 賛成五名。

続いて、原案に反対の方の起立を求めます。

〔起立五名〕

○議長（宮崎謹一君） 反対五名。

賛成五名、反対五名、同数でございます。

以上のとおり、起立の方は五対五で可否同数であります。

よって、地方自治法第百十六条の規定により、議長が本案に対し採決いたします。

発議第一号については、議長は否決いたします。

以上です。

◎日程の追加

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、本日黒岩 卓議員ほか四名から、草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、発議が提出されました。

これを日程に追加し、日程を変更し、審議したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第二号とし、日程に追加し日程を変更し、審議することに決定をいたしました。

◎発議第二号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 本案は議員提案であります。

提案者から議案の朗読と説明を願います。

黒岩卓議員。

〔十番 黒岩 卓君 登壇〕

○十番（黒岩 卓君） それでは、発議第二号について提案理由を説明したいと思えます。

草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和四十六年草津町条例第三十四号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年六月五日提出、提出者、草津町議会議員、黒岩卓、同賛成者、同安井尚弘、同上坂国由、同有坂太宏、同安齋努。

一枚おめくりください。

草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

草津町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和四十六年草津町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「百分の二百二十五」を「百分の二百二十」に、「百分の二百五十」を「百分の二百二十」に改める。

附則第三号を削る。

附則、この条例は公布の日から施行する。

改正理由及び要旨。

草津町議会議員の報酬のうち、期末手当支給額は、附則（期末手当の特例）により当分の間減額するとし、二十二年が経過いたしました。この間、改正の必要性について議会改革特別委員会で議論され、期末手当支給額減額の見直しの方向で結論が出されました。

また、社会・経済状況の変化、特にコロナ禍も沈静化し、人事院勧告による県内町村との期末手当支給率との均衡に鑑み、草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例附則（期末手当の特例）を廃し、改正するものとし、地方自治法第百十二条により提出するものです。

一枚おめくりいただきますと、新旧対照表があります。

その中で、二項の中、「百分の二百二十」、そして十二月に支給する場合においては、「百分の二百二十」を乗じた額に基準日以前六か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。以上、書いてあります。

新旧対照表は、そのところについておりますので、よろしく願います。
以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。発議第二号につきましては、委員会付託を省略し直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

発議第二号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本でございます。

この改正理由の中にごさいます議会改革特別委員会等で議論され見直しの方向で結論が出されましたという件についてですけれども、本年三月に行われました定例議会の付託議案外の委員長報告の場面で、当時、議会改革特別委員会の委員

長として、私はこのように報告をしております。

「議員報酬については、今期における当委員会の見解として、附則で規定された手当の減額条項を削除し、人事院勧告に基づく職員手当の月数に準じた額とする。ただし、一・二倍の加算は行わないことを改選後の議会への申し送り事項とした上で、職員の手当も考慮しつつ、当局と協議を行うよう提言することで議論がまとまりました」、このように私は申し上げておりますが、今回の改正案を見ますと、月数に関しては最新の人事院勧告に基づいて合わせて四・四か月というところになっておりますけれども、その前にある加算率の件、「議員報酬の月額とその額に百分の二十の割合を乗じて得た額を合算した額に」というところについては、今回の案においてはそのまま残る形となっております。

このように、この部分がそのまま残ったことに関する経緯について、ご説明をいただきたいと思えます。

併せて、当局から見まして、この改正案について、町長による予算権のところにかかってくる部分ですけれども、どのような見解をお持ちであるかお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁を求められています。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 全ての予算権は私、首長にあります。つまり、今決まっている報酬に対してのことについては、そのままであるならば、いちいち町長がそこに口を挟む立場はございません。

しかしながら、それを上げるとなると、やはり予算ですから町長の職権になってくると思うんですが、では、そのルールはともかく、町長としてどう思うのかということでもありますけれども、この問題は、大変長年懸案事項として、常にそのときどきの議会で議論なり、今までの報酬として引き継いできました。

一番の原因は、開発協会がありまして、それに職員たちが行ったときに、町の職員と対比して同じ金額を払うならば町財政は破綻するという中、市川紘一郎町長のときです。覚えていただけますけれども、そのときに公社に移行したときに、役場が十とすると七か八ぐらいが観光公社の社員の年俸であるという中で、観光公社の社員がかわいそうだということ、そ

のとき私は議員に在籍しておりまして、やはり血を流すときは我々もやろうと、私はその時は積極的にそれに参加をして、自分たちの報酬を切り捨てるということに賛同をしてまいりました。

それに併せて、議会が一〇%の報酬カット、草津町町長は、それより私が就任して、さらに厳しい、私は十五%カットをしております。余談なんです、私は一切そんなことは言わなかったんですけれども、うちの職員が今まで私が在任した町長の期間、以前の町長の報酬を比べると、任期いっぱい数字かどうか分からないんですけれども、町長で三千万円も私は減額をしているという数字を初めて知りました。

それほど私は自分のことは固執しておりませんから、それはそれで結構なんです、基本的に私のスタンスは、町民の代表である議会議員の皆さんが、もう二十何年ですか、そういう報酬について議論を重ねてきた中で、方針を決めれば、予算提案権は町長にありますけれども、その意見は尊重していきたい。今現在というか、今日に至ってはそのような考えておりますので、可能な限り円満の中で報酬の値上げがされるのであれば、それについてやぶさかではないと。

またそうになると、私のほうの報酬も見直さなきゃならないのかなと思います。私自身は一向に構わない。私は二つの会社を経営していますし、その報酬もありますから、十分生活は、町長の職がなくてもできるんですけれども、これから専業の町長も出る将来になるかもしれないですと、それは生活給という中で、いろんなおつき合いも多分にありまして、町長職というのは金がかかると思います。

そういう中、自分だけがいいので、あと人のことは知らないよというのも町長としては無責任だと思いますので、ただし、私が先陣切ってやる意思はない。議会の意思決定がされれば、それに即した形の中で、私の報酬もどうするのかを判断していきたい。

私の報酬の場合は、そもそも論で条例でも制定されているんです。ですから、町長になった瞬間に、私の報酬は下げるといふことで時限立法です。四年間、常に町長になると四年間の報酬を減額するという条例を出させて、皆さんの承認を得て、なぜかという、そのまま置くと、自動的に前の報酬に戻るんです、歴代町長の報酬に。それを私が就任した当時

から四年間に限ってやっています。

今回、報酬の問題があったので、六月までの期間として一年間の私の報酬を下げる手続を取っておりました。ですから、皆さんがすれば、私の報酬は何のいじることなく放置すれば、いずれ元の町長たちの報酬に戻ることでもあります。

ですから、そういう中、財政も正直言いました、私が町長に就任したとき、めちやくちやな財政でした。何度も言いますけれども、就任した当時、借金が約六十億円、こういう計算式はないんですけれども、全ての会計の予算の借金を出せと言いました。そうしたら約六十億円近くあった。預金関係は二十八億円程度であった。

それが今現在は、平成四年の数字でありますけれども、借金は三十億円を切ってまいりました。さらに預金が八十七億円かな。今後はその預金関係は下がるけれども、財政破綻の危機は全く消えてきた。

ですから、これ余談なんですけれども、いろんな事業をやっていましたけれども、一番私が評価していただきたいのは、株式会社の経営術と地方公共団体の仕組みづくりをドッキングさせた財政運営は、私でなければできなかったと思います。それをドッキングさせたことによって、このように大きな財政改革につながったものと思います。

ですから、話を戻しますけれども、議員報酬を減らしたときは、私も議員でいましたけれども、公社の皆さんがかわいそうだという中で、我々も身も切ろうということで行いました。その後、町長の私としては、議員の皆さんよりさらに重い十五%カットという形で進めてまいりました。その中で、財政が好転したのは事実です。その中で議員の報酬について、予算提案権は私にありますけれども、実際問題は、議員の皆さんが合議的にそれを判断されるならば、町長として、それを尊重する、結論は議会の意思を尊重するという判断を持っております。

以上です。長くなりました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

○九番（湯本晃久君） すみません、最初の質問について、提出者の黒岩議員から答弁をいただきたいと思えます。

○議長（宮崎謹一君） 一・二について。

○九番（湯本晃久君） はい、一・二について。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

〔十番 黒岩 卓君 登壇〕

○十番（黒岩 卓君） 議員提案でございますから、私の方から説明しますけれども、説明というか、提案のとおりでございます。提案に対するご意見は、討論の中で言っていたかと思えます。提案は提案で受けてください。以上です。

○議長（宮崎謹一君） ということです。

ほかに質疑ございませんか。

小林議員。

○六番（小林純一君） 六番、小林です。

三月定例議会で議会改革特別委員会の中で話した中で、職員の役職手当について、減額されているのではないかという話を聞いたかと思うんですけれども、それについて今現在、それは減額が解消されたのかどうか、あと減額の理由はどうか。なのかというのを調べてくれというふうな話にはなっていたと思うんですけれども、その辺はどうなっているんでしょうか。

それとあともう一点なんですけれども、これは率で出ておりますけれども、具体的に幾らが幾らになるのか、事例がありましたら示していただきたいです。

○議長（宮崎謹一君） 副議長。

〔副議長 福田隆次君 登壇〕

○副議長（福田隆次君） それでは、役場職員の管理職手当という部分でございます。

これは議員さんたちと同様に同じスケジュールでやっておりまして、手当につきましては、支給額の二〇％、今はおり

ませんけれども部長、課長、課長補佐まで、おのおのの額の二〇％を減じております。以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ありますか。

小林議員。

○六番（小林純一君） 具体的に幾らになるかという答えをいただいていないです。

○議長（宮崎謹一君） 現状、条例でもらっている報酬が、この改正によってどのくらいになるかということですか。個々についてはちよつといろいろ問題があるかな。総額で……

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、小林委員のご質問にお答えいたします。

現行との差額として三百六十五万八千八百二十四円の差額という形になります。

年間としては、議長、副議長、委員長、議員、全員を含めますと四千百二十七万八千五百五十六円。

改正後、四・四にしますと、四千百六十五万九千円になります。その差額三百六十五万八千八百二十四円の増額という

ような形になります。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論をお願いします。

原案に反対の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 続いて、原案に賛成の方の討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、討論を終了いたします。

続いて、発議第二号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。発議第二号 草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、

原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立六名です。

よつて、発議第二号 草津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙、請願及び陳情等文書表（新規分）について、受理番号、件名、提出者名、付託委員会のみ朗読を願います。
議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、令和五年第四回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表（新規分）でございます。

受理番号、件名、請願・陳情者等の氏名、付託委員会の順で朗読させていただきます。

陳情三、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書。インボイス制度を考えるフリーランスの会代表、阿部伸。総務観光常任委員会。

陳情四、全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情。基本的人権を守る群馬県民の会副代表、上田寿江。議会運営委員会。

以上、二件でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。陳情書については、ただいま朗読したとおり担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。五月二十六日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案に決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定についてはただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをおもちゃして散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後一時四十九分

第
二
日
六
月
九
日
（金曜日）

本
会
議

令和五年第四回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和五年六月九日（金曜日）午前十時開議

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 付託議案にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長
- 第四 議案第一号 質疑・討論・採決
- 第五 議案第二号から議案第五号 質疑・討論・採決
- 第六 議案第六号 質疑・討論・採決
- 第七 議案第七号及び議案第八号 質疑・討論・採決
- 第八 議案第九号 質疑・討論・採決
- 第九 議案第十号 質疑・討論・採決
- 第十 議案第十一号及び議案第十二号 質疑・討論・採決
- 第十一 陳情書にかかる委員長報告
- 第十二 議会運営委員長・総務観光常任委員長
議員派遣の件
- 第十三 付託議案外にかかる委員長報告

議会運営委員長・総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長

第十四 一般質問

第十五 閉 議

第十六 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番 直 井 新 吾 君

三 番 有 坂 太 宏 君

五 番 安 井 尚 弘 君

七 番 金 丸 勝 利 君

九 番 湯 本 晃 久 君

十 一 番 宮 崎 謹 一 君

欠席議員(なし)

二 番 安 齋 努 君

四 番 市 川 祥 史 君

六 番 小 林 純 一 君

八 番 上 坂 国 由 君

十 番 黒 岩 卓 君

説明のため出席した者

町 長 黒 岩 信 忠 君
副 町 長 福 田 隆 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩原健司

議 会 書 記

新田美幸

教 育 長	富澤勝一君	総 務 課 長	石坂恒久君
企 画 創 造 課 長	田中浩君	税 務 課 長	熊川一記君
住 民 課 長	堀田高史君	観 光 課 長	宮崎健司君
健 康 推 進 課 長	和田修君	福 祉 課 長	中澤一夫君
土 木 課 長	川島和武君	生 活 環 境 課 長	宮崎雄一君
会 計 管 理 者	一場礼子君	上 下 水 道 課 長	岡田薫君
こどもみらい課長	高井洋一君	温 泉 課 長	関 亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園長	橋爪保君
福祉課課長補佐	越前谷学君	総 務 課 主 任	田中芙由美君
総 務 課 主 査	清水聡之君		

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定によりまして定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。よろしく願います。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

開催日令和五年六月六日、令和五年第四回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

一、議案第三号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について。

本議案は、国による「国家公務員に対する職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正」によって、従来の職員のサービス宣誓

の在り方について、任命権者の前で署名するとされていた宣誓書を提出する方式に変更するための所要の改正を行うものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、二、議案第四号草津町税条例の一部を改正する条例について。

本議案は、令和五年四月一日に地方税法が改正され、マンション長寿命化促進税制に係る固定資産税の減額特例が新たに追加されたことに伴う条例整備となります。

当局からは、本特例の減額割合を地方税法が示す参酌基準である三分の一とすること、また減額特例の適用に当たって、その対象となるマンションの要件などについての説明がありました。

これに対して、委員からは減額方法や手続などについての質問があり、本特例が申告制度であることなどの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、三、議案第六号、令和五年度草津町一般会計補正予算（第二次）（担当項目）について。

令和五年度草津町一般会計補正予算（第二次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において一億一千八百三十六万四千円を増額しようとするものであります。

主な内容としては、第十五款国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として低所得者世帯重点支援分及び物価高騰対策支援推奨分を合わせて四千九百十三万一千円の増額、第十九款の繰入金、財政調整基金の繰入金として六千六百万円の増額、第二十一款諸収入、コミュニティ助成金として二百六十万円の増額となっております。

次に、歳出における担当項目として一千八百十三万円を減額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、各款項において四月の人事異動に伴う職員人件費の補正のほかに、第一款会議費、第二款総務費において、姉妹都市である欧州訪問に係る負担金の経費や渡航手続に係る経費などで四百二十九万円の増額、第二款総

務費、自治振興費、コミュニティ助成事業で歳入と同額の二百六十万円の増額。

第八款土木費、都市計画費においてマスタープラン策定経費として百万円の増額、草津温泉駐車場トイレ工事において三百三十万円の増額となっております。

委員からは、欧州渡航費用の負担に係る質問や、日程等について意見が出されたほか、移住支援に係る町の考え方への質問が重点的になされ、当局からは移住定住関係の取組と併せて、各業界に住所登録の促進を依頼しているなどの説明がありました。

また、草津温泉駐車場トイレの変更仕様の内容についての質問や、ビクターセンター跡地利用に係るトイレ設置の必要性等の質問がなされ、当局から丁寧な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、四、議案第八号 令和五年度草津町千客万来事業会計補正予算（第一次）について。

令和五年度草津町千客万来事業会計について、資本的支出の建設改良費において、現在工事を行っている天狗山ゴンドラ建設工事に伴い発生した伐採木の運搬処分費として、三百万円の増額をしようとするものであります。

委員からは、ゴンドラ建設のための伐採を行った場所の確認の質問があり、当局から面積や場所などについて説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、五、議案第九号 工事請負契約事項の変更について。

本議案は、令和四年の繰越工事として実施している草津温泉門建設工事において、変更契約の締結の承認を求めるものであります。

変更工事の概要といたしましては、令和五年に実施する二期工事に予定していた化粧木柵の延長二十五・三メートルを前倒して実施する等、請負金額の増額となっております。金額は一千四百三十九万九千円でございます。

当委員会といたしましたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、令和五年第四回例会民教土木常任委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日は令和五年六月七日水曜日でございます。

令和五年第四回例会におきまして、当委員会に付託されました議案について慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第一号 草津町犯罪被害者等支援条例の制定につきましてでございます。

本議案につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪に遭った人たちの支援に関する基本理念を定め、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するために制定をするもので、別途定める要望について、経済的負担を軽減するためとして見舞金制度を設けるものでございます。

委員からは犯罪被害者の個人情報管理や見舞金に関する質疑があり、当局からは長野原警察署被害者支援連絡協議会との連携を図り進めるとの説明がありました。

当委員会といたしましたしましては、慎重審議の結果、議案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第二号 草津町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、個人番号カードを利用して民間事業者等が設置する多機能端末機から印鑑登録証明書を出力することができるようになることから、関係する条例の整備が必要であり、草津町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正

する条例について説明がありました。

委員からは、多機能端末から出力される証明書用紙について改ざん防止措置が講じられているのか、また証明書発行手数料の徴収金額などについて質問があり、当局からは多機能端末から出力される証明書の用紙については改ざん防止措置が施されていることや、証明書発行手数料の徴収金額の設定については、役場の窓口負担と同額であるとの説明がありました。

当委員会といたしましては慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第五号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、令和五年八月一日から福祉医療制度対象者のうち、重度心身障害者等につきまして、所得制限が設けられていることから、令和三年三月に関連条例を一部改正しておりますが、未施行部分について記載されている所得控除の定義が改正されたことから、併せて本条例の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正で所得制限に変更があるのかと質疑があり、当局からは、金額や計算方法の変更はないとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認させていただきました。

続きまして、議案第六号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第二次）（担当項目）でございます。

令和五年度草津町一般会計補正予算（第二次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入においては一千五百二十五万六千円を増額しようとするものであります。

主なものとしては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金で六百二十三万五千円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金で七百八十八万二千円の増額となっております。

歳出における当委員会の担当項目については総額で一億五千八百八十五万円を増額しようとするものであります。

歳出の担当項目における各款補正予算の主な内容といたしましては、民生費で第五回草津町くらし応援商品券事業関連費

用としまして六千三百七十六万四千円の増額、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とした物価高騰重点支援として実施する非課税世帯を対象とした給付事業としまして三千二百三十一万三千円の増額、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で一千四百三十六万七千円の増額、養育医療給付金事業の扶助費で百四十一万円の増額、土木費では本町交差点木製防護柵設置工事及び立体交差終点部植樹修景工事費として六百六十万円の増額、草津温泉駐車場の生垣及び防護柵設置工事として八百五十万円の増額、教育費では、中学校姉妹都市交流事業の派遣負担金としまして三百三十五万円の増額となっております。

委員からは商品券の利用時期及び換金時期の見直しや広報の具体的な方法についての質疑があり、当局からは適切な利用期間等を再検討し、即効性の高い方法で広報を実施していきたいとの回答がありました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、今後の接種予定等の質疑がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第七号 令和五年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）でございます。

歳入歳出予算それぞれ五百万九千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億一千百五十一万九千円とするものであります。

歳入においては歳出補正予算に伴う財源といたしまして、一般会計繰入金で五百二十六万七千円の増額するものであります。

歳出においては四月の人事異動に伴う増額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十号 財産の取得についてでございます。

令和五年度に購入する町内巡回バスについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

取得する財産は小型バス、購入金額は一千六百六十一万九千四百七十円でございます。

購入の相手方は三菱ふそうトラックバス株式会社、契約の方法は随意契約でございます。

委員からは、購入金額に車内表示ディスプレイ等も含まれているのかとの質疑があり、当局からはワンマン機器や車体塗装、登録経費等が全て含まれているとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） 皆さん、おはようございます。温泉・温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。開催日時は、令和五年六月八日午前十時からでございます。開催場所、草津町の役場第一委員会室にて、出席委員は、委員会議員六名、傍聴者議員四名で行われました。令和五年第四回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

議案第十一号 温泉引用許可について。

本議案は、有限会社大寫組代表取締役葛崎守弘氏により、新たに旅館営業を予定している「（仮称）しま」の浴槽に湯畑源泉毎分六リットルを新規に引湯したい旨の温泉引用許可申請がなされたものでございます。

委員からは、湯畑源泉の新規申請に対する対応や湯量についての質問があり、当局からは量にも異なりますが、ホテル・旅館のメインは温泉であり魅力度を高めていくようにできるだけサポートしていきたいとの説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

次に、議案第十二号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、えだ屋を所有していた江田良子氏から倉持有廣氏に所有権が移転されることに伴い、当該施設に引用許可され

ている湯畑源泉毎分七リットルに対しての申請がなされたものでございます。

申請内容は草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会としては慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

続いて、付託議案外に係る。

○議長（宮崎謹一君） 後でいいです。

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） これは後でいいですか。以上をもちまして、温泉委員会の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案に係る委員長報告を終了いたします。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 初めに、議案第一号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。議案第一号について、質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、質疑なしと認めます。

なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第一号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第二号、議案第五号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号から議案第五号までについて一括質疑を行います。

○三番（有坂太宏君） 質疑の前に、すみません、議案第二号だけで、単独で行ってほしいんですけど。

○議長（宮崎謹一君） 質疑、二号だけ単独ということですか。理由は。

○三番（有坂太宏君） 理由、ちよつと、自分が二号議案に、ちよつと賛成致しかねるので、採決のときでもいいんですけど、二号だけ別で審議をしていただきたいんですけど。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの有坂議員の申し入れは動議になります。

賛成の方、どなたかいらっしゃいますか。

湯本議員。賛成ですか。

○九番（湯本晃久君） 動議に対して。

○議長（宮崎謹一君） 動議二名でございます。

成立しましたので、よろしいですね。二号を動議として認める方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

それでは、議案二号だけ単独ということ、審議を進めてまいります。

最初に、では、議案第二号につきまして、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を打ち切り、討論を省略して採決。

黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） 反対意見がある。

○議長（宮崎謹一君） 反対意見。

では、有坂議員。

〔三番 有坂太宏君 登壇〕

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂太宏です。

自分としては、ちよつと、マイナンバーカード自体がまだ信用できていないところもあるので、この提出された議案に反対とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 反対討論がほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、賛成討論の方。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ありませんね。

なければ、挙手により第二号議案について、可決決定をしたいと思いますので、議案第二号について、賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よつて、議案第二号については、挙手多数により、可決決定をいたしました。

それでは、第二号を除く、第三号から、第五号までについて、審議をいたします。

二号を除いて、三号から五号までについて、原案のとおり、可決決定することに、よろしいですか。賛成の方、質疑ありませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑なしと認めます。

質疑ないようでありますので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三号から五号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第三号から議案第五号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第六号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第六号について質疑を行います。

二番、安齋議員。

○二番（安齋 努君） 二番、安齋です。

議案第六号の事項別明細書の九ページでございます。第五回草津町暮らし応援商品券事業、このことについて詳しい内容をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの質問について。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは安齋議員のご質問にお答えさせていただきますと思います。

第五回暮らし応援商品券の事業概要でございます。

一人当たり一万円の商品券を申請により交付いたします。申請日でございます。令和五年七月二十五日から令和五年八月三十一日まで。

申請場所でございます。役場の二階、会計課前、町民ホールでございます。午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで。

利用期間でございます。令和五年七月二十五日から令和五年十二月末、年内いっぱいでございます。

換金申請期間、令和五年八月七日から令和六年一月末まででございます。同じく換金申請場所は役場二階会計課前、町民ホールでございます。

こちらが事業概要の説明でございます。よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 安齋議員。

○二番（安齋 努君） 今回、第五回ということで、町民の皆さんに、すごく楽しみというか、物価高のこのご時世ですごく助かる事業だなとは思っておりますが、今まで四回やられまして、直近の三回目、四回目の実績といますか、どれぐらいの世帯の方が何%くらい換えられているのか、ちよつとそこら辺、ご報告ありましたらお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） そうしましたら、安齋議員のご質問にお答えさせていただきます。

商品券の申請率についてとの質問内容ですが、第三回実施分について、令和四年七月に実施した一人当たり一万円の商品

券を購入いただき二万円を交付するプレミアム事業について、対象者数六千七十九人、申請者数五千十人、申請率にして八十二・四％でございました。

同様に、第四回実施分について、令和四年十一月に実施した一人当たり一万円の商品券を申請いただき交付する事業について、対象者数六千百十七人、申請者数五千六百五十六人、申請率で九十二・五％となっています。よろしくお願いいたします。

○二番（安齋 努君） ありがとうございます。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） もう一点ですか。はい、どうぞ。

○二番（安齋 努君） 今、住民課長のほうから、ご報告いただきましたましてありがとうございます。

三回目においては、一万円を払って二万円分、それから四回目に関しては無償で一万円分ということだったですね。

それで、今、申請率からすると約一〇％ぐらいの差がありまして、やっぱり無償で一万円のほうがその分、一〇％ばかり高くなっておりますが、私の個人的な意見としましては、やはり、町の方々に使っていただく、町内で使っていただく商品券の単純な数としてはやっぱり、三回目のほうが各商店、それから飲食店にしても、宿泊とかいろんなところに使う量が増えますので、そちらのほうがより効果的かな、というふうには私は感じておりますが、その辺、町のほうのお考え、一万円で二万円分、それから無償で一万円分、そこから辺ちよつとご答弁いただければありがたいです。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まず名称について、紛らわしいということで、今回からナンバーを入れました。

ですから五回目の町民の皆様方に対して商品券の配布、プレゼントということになるわけですが、最初のほうは一万円、それを払っていただくと二万円の商品券をお渡ししたんですが、換金率はまあまあという判断をしたんですが、四回目、それで、今回もそうなんですけれども、一万円を出すことなく、役場の方に出向いてもらえれば住所登録と照合してその家庭の代表者という証明ができれば家族の分も一万円券をお渡しできるといふシンプルなものにしたわけでありましてそれ

ども、その実績から考えますと、やはり一万円の商品券をストレートに皆様方にお渡しするほうが、非常に利用率は高いと判断しております。

それと、そもそも論なんですけども、今回の五回目ということですが、全国的に一斉にこれが進めているわけではありません。あくまでも地方公共団体は自治権という独立した自治権を持っておりますから、その範疇の中で行ったものでございまして、やるどころとやらないところ、草津、取られるところもあるかもしれないけれども、プレゼントの金額が一万円から五千円、五千円というところもあるようございしますが、執行権者として町民の皆様の経済を少しでもサポートできればという思いで取り組んだものでございます。このうちの約四千万円は草津町の資金、町のお金がストレートに出るお金でございまして、四千万円の拠出というのは、草津にとっては結構大変でございますけれども、そのように判断をさせていただきますと思っております。

私がりまして財政改革をとことんやってきました中で、ある意味ではこういうことも対応できるということだと思えます。やった以上は町民の皆様に、より一人でも多くこれを利用していただいて、町民の皆様の経済に本当にささやかかもしれないけれども、サポートの形になれば幸いと、このように思っている次第でございます。

以上です。

○二番（安齋 努君） ありがとうございます。一町民としてありがたく大切にに使わせていただきたいと思います。ありがとうございます。うございませす。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ありませんか。
有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。事項別明細書の六ページ、2款総務費の中で、庁舎等施設管理事業で計上があるんですがこの工事の内容の説明をお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは有坂議員のご質問にお答えいたします。

事項別明細書の六ページの庁舎等施設管理事業、十四節工事請負費で維持補修費百四十万円の内容でございますが、庁舎のバスターミナルのほうに設置しておりますが、庁舎のボイラー設備、これについて不具合が出たところで、ターミナルと庁舎両方の機能を果たすために維持補修を、制御盤を直したいという内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

○三番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金丸議員。

○七番（金丸勝利君） 七番、金丸勝利です。

事項別明細書の十ページ、説明欄にある十八款の負担金、補助及び交付金の非課税世帯支援給付金三千二百二十万円、これの事業内容について説明をお願いできますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、金丸勝利議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちら、住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金事業ということで、対象となる方につきましては、令和五年度の非課税、均等割非課税の方に、一世帯当たり三万円を給付するものでございます。積算としては、一千四十世帯分の三千二百二十万円の計上をさせていただきますいております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

まだ、続いて質問ありますか。

○七番（金丸勝利君） 今の内容で給付の対象の方への周知の仕方、役場のほうから通知が行くのか、それとも、回覧とか何
か出るだけでという形なのか、その辺をちよつと教えていただけますか。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 金丸議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、税務情報等から該当となり得る世帯、この方々に確認書を通知をいたします。

また、広報いでゆで、広報につきましては、記事を掲載する予定でございます。

以上です。

○七番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

市川議員。

○四番（市川祥史君） 四番、市川でございます。事項別明細書、十七ページの下のほうにあります中学生姉妹都市交流事業
についてなんですけれども、こちら、傍聴の際、増員していただいたということでありありがとうございます。

これは本当に、草津ならではの事業だと思っていまして行った本人、親も大変有意義な活動だということと認知されてい
ると思うんですけども、詳細、通常何人が何人になったのか、あと、来年から、次年度からどういうお考えなのかをちよ
つとお聞きしたいと思います。

できれば子どもが少なくなってきたるので柔軟に対応していただきたいというのが希望でございます。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは市川議員の質問にお答えいたします。

人数につきましては当初、生徒五名、引率二名、七名予定しておりましたが、生徒十二名、応募がありましたして七名追加をいたしました。

次年度につきましても実施をしたいと考えております。最後に行いましたのが令和元年、これが最後でございまして、コロナで、ここ四年ほどちょっと休んでいたというところで、今後は続けていきたいと思っておりますので、よろしく願います。よろしいですか。

○四番（市川祥史君） プラス希望人数の柔軟について。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それはまた、町長等と相談させていただいて、人数を決めたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 柔軟に対応いたします。

今回大変人数多くなったんですけれどもコロナ禍で姉妹都市ができなかったということでございまして、やはり生徒の皆さんには世界を見聞してもらいたいと、特に、単なる世界を見るというのではなくて、古くから、ベルツ博士がヨーロッパに草津温泉を紹介してくれて町が発展したわけでありまして、俗に言われる草津温泉の恩人でもあるというベルツ博士の生誕の地と姉妹都市を結んでいる中でそこにホームステイという形の中で、生徒さんたちが行くことは大変有意義な交流であると思っております。

我々も、ご存じのとおり七月には姉妹都市交流で、私も十数年ぶりになると思いますけれども、ドイツに出向いてまいりたいと思っております。

やはり草津もいろんなところで姉妹都市を結んでおりますけど、事実上行っているのがビーティヒハイム・ビッシンゲン市、チェコのカルロビ・ヴァリ、そして日本国内では、葉山町と、この三つに集約されているのかなど。ほかにもありますけども、ほとんど交流がないということで、質問にはないですけれども、姉妹都市交流はこの三つは、黒岩町政としては大切にしていききたいと、発展するように望んでおります。

ですから生徒の皆さんが行きたいと言うならば、それは柔軟に対応を今後もしてまいりたいと思っております。

○四番（市川祥史君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第六号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第六号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第七号及び議案第八号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第七号及び議案第八号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第七号及び議案第八号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第七号及び議案第八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第九号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第九号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第九号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議、ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十一号及び議案第十二号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十一号及び議案第十二号について一括質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議、ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十一号から議案第十二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十一号及び議案第十二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書に係る委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書に係る委員長報告を願います。

初めに、陳情三 国に対し、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書について担当の総務観光常任委員長報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは陳情・請願にかかる委員長報告をいたしたいと思います。

陳情三 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書について。

本陳情はインボイス制度を考えるフリーランスの会から提出されたものであり、この制度は事業者間の取引慣行を破壊し、免税店制度を実質的に廃止するものであるとし、中小零細事業者の廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあることから、国会に対しインボイス制度の導入の延期と見直しを求める意見書の採択と送付することを求めるとする内容の陳情であります。

委員からは、国の政府与党で法案を通して行った内容である。この陳情書に書いてある免税事業者は六年間非課税の減免措置を講じられており、その間にどう対処するか決める時間もあるという部分などでも一定の理解ができる等の意見が出されました。同時に、税も公平、平等でなければならぬ。払うのは当然のことという考え方もあり、これらの意見を踏まえて審議を行い、採択一、不採択一、趣旨採択三という結果となりました。

当委員会といたしましたしは、趣旨採択として意見書の提出は行わないことで意見がまとまりました。

以上、陳情に係る委員長報告いたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続いて、陳情四 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情について、担当の議会運営委員長、報告を願います。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） 陳情四 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情書について。

本陳情につきまして、六月五日、第一委員会室におきまして審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

本陳情は、基本的人権を守る群馬県民の会の副代表から、世界平和統一家庭連合との関係断絶などの議決を行わないことと、議会議決等によって、同連合会の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることがないよう配慮を求めらる陳情であります。

私から、今回の陳情者とは別の団体が統一教会との関係断絶を求める声明文を全国に送付したとあるが、草津町には届いているかとの質問を行い、事務局からは、議会事務局には届いていないとの回答がありました。

また、各委員からは、本決議を行った場合には、議会に対して国家賠償請求訴訟を行う可能性があることと記載されているが、議会は裁判の被告人になり得ない。相手にそのようなことを言われる筋合いはないなどの意見が出され、慎重審議の結果、不採択三名、審議未了一人、趣旨採択一人という結果となり、当委員会としては不採択といたしました。

以上、陳情に係る委員長報告とします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動です。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願いを申し上げます。

お諮りします。議会会議規則第二百二十六条の規定によりこの一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よってお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外に係る委員長報告を願います。

ない場合には、なしと答えて、その場で答えていただきたいと思います。

初めに、議会運営委員長。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

付託議案外にかかる委員長報告。

（一）、草津町行政指針（まちづくり八か年計画）について。

当局から、草津町行政指針、まちづくり八か年計画が完成したことで、冊子の配付がなされました。

この草津町行政指針は、第五次総合計画の性質を包含する町の最上位計画に位置づけられており、基本計画を四年で見直すこととなっていることから、この八か年計画にて見直しを行ったということであります。

（二）、草津町観光施設事業経営戦略について。

公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、三年から五年以内に見直しをすることになっており、今般、中間見直しを行ったということで、当局から冊子の配付を受けました。

今後、町民に広く理解を得るためにホームページ等で掲載を行うとのことであります。

次に、（三）、熱湯マラソン等のスポーツイベントについて。

その他の事項について、委員から、熱湯マラソンやツールド草津などのスポーツイベントが中止の判断に至った経緯や今後の方針について当局に対して質問がなされました。

当局からは、誘客のためのスポーツイベントを継続していくことの難しさがあることが伝えられた上で、状況の変化によつてはスポーツイベントの再開等を検討していく考えであるとの説明がありました。

加えて、町長からは、熱湯マラソンについては町としては実施を想定して予算措置をしていたが、しかし、先日、実行委

員の一同が町長室に訪れ、自分たち自身の仕事が忙しいことや実行委員の高齢化などもあって中止したいとの申出があったとの説明がありました。

また、ツールド草津に関しては、委員からは開催時期をずらして実施することなどは考えられないか、との質問があり、町長からは、災対法をはじめとして、法律論として中止もあるが、何よりもお客様の安全を第一に考え、科学的見地から中止を判断してものであるとの趣旨の説明がありました。

委員長の私からも補足として、当委員会が多角的な視点で検討し、様々な状況を考慮した上で判断していることについて、行政と、町民のパイプ役を担う我々が議員としてしっかりと町民の皆さんにお伝えしていくことがより重要だと付け加えました。

以上、付託外に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 民教土木常任委員会付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

その他の事項につきましてです。

委員からは事業者のごみの分別や減量化についての質問があり、当局からは事業者に向け、分別の向上を図る広報をするので、さらなる分別や減量化に協力してもらいたいとの旨のお願いがありました。

以上、付託議案外に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） 温泉温水対策特別委員会の付託議案外に係る委員長報告させていただきます。

共同浴場の利用方法について。

委員より各地区の共同浴場について、町外者は利用できないが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類に移行されたことにより、町として共同浴場の利用方法をどのように考えているのか、質問がございました。

当局からはもともと町民のために建てられたものであり、管理も含め区長・区民に任せているとの説明を受けました。以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案外に係る委員長報告を終了いたします。
ここで十一時十分まで休憩をいたします。

休 憩 午前十時五十七分

再 開 午前十一時九分

○議長（宮崎謹一君） それでは、おそろいですので、休憩を閉じて再開いたします。

◎ 一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続きますして、一般質問を行います。

◇ 湯 本 晃 久 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、九番、湯本晃久議員。

〔九番 湯本晃久君 登壇〕

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本晃久、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問の内容につきましては、本定例会議の初日、本会議終了後に第一委員会室で行われた全員協議会において、町長よりご説明いただいた内容と重複する部分が数多くございます。

ただ、この一般質問の原稿は先週、私から提出させていただいたものでございますので、そのまま朗読質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

本年三月十六日から二十五日までの延べ七日間、大字草津地内において深夜零時から五時までの間、上水道の計画断水が行われました。防災無線や防災メールによる事前の告知、また生活において比較的影響の少ない時間帯に行われたことや、温水においては断水が実施されなかったこと、またその期間に大字草津においては火災が発生しなかったこと、そして何よりも町民の皆さまのご理解によって、各家庭や事業者等でトイレ用の水などを事前に貯留していただくなど最大限のご協力をいただいたことなどにより、なんとか苦境を乗り切ることができたものと理解しております。

しかしながら、今回の計画断水は、町や観光業界が目指す年間四百万人の観光客入り込みを目指す上においても、水資源の安定確保という切実な問題を改めて浮き彫りにしたと申し上げざるを得ません。

そこで、今後の水源確保並びに水道事業に関して数点質問いたします。

一、三月の計画断水の原因について。

これまでに町長から非公式の場において、今回の計画断水に至った原因として、元来、雪解け水が十分でない三月から五月は湧水が生じやすい中、特に昨年の秋から冬は降水量が少なかったこと、また、特にこの三月においては予測以上の集客があったことなどを主な原因としてご説明いただいておりますが、その後の調査等により、新たに判明した要因があったのか、また上記以外に考えられる事案があったのかお答えください。

二、原因を受けての対策について。

コロナ禍からの解放に伴う旅行機運の高揚や町・業界の様々な集客努力による若年層を中心とした草津温泉の人気の上昇、さらにはインバウンド需要の高まりなどを受けて、かつて閑散期と言われた二月から三月は、もはや繁忙期と言っても過言でない状況となっております。

先ほど述べたとおり、この時期は自然的にも渇水が生じやすい実情ですが、断水という困難な事態を予防する対策として何か進めていかれる予定はあるでしょうか。

特に、令和三年三月に上下水道課により示された草津町水道ビジョンにおいて重点項目とされ、また近年の議会においても何回か説明をいただいた新たな水源の調査やそこからの取水について、進捗状況をお聞かせください。

三、条例上の給水人口及び一日最大給水量について。

本年三月の定例議会において、大字草津における水道事業と前口簡易水道事業の統合並びにそれに関連する条例改正が可決されました。その中において、草津町水道事業の設置等に関する条例第二条第三項にある給水人口が一万一千人から五千七百五十人に、一日最大給水量が二万四千九立方メートルから一万五千八百立方メートルに改定されています。

時系列としては、この条例改正が議会にて承認された直後に今回の計画断水という状況に至ったこととなりますが、先ほど述べました観光地としての集客増を目指すという方針を勘案しますと、給水人口と一日最大給水量をここまで減少させることによって、慢性的な水不足への不安が生じてしまいます。

改めて今回の条例改正による給水人口、一日最大給水量の積算根拠、そして、現在供給可能な実際の給水量をお示しいただける範囲でお示しく下さい。

四、事業者等への節水協力要請について。

現在、町内では幾つかの大規模宿泊施設の建設、並びにその準備が進められています。

それらの施設が完成した後、また、さらなる施設整備が行われた際には、町からの水道や温水等の供給体制が十分なのか懸念が生まれるところですが、それら施設の建設に際して貯水タンクの整備など、必要な水資源の自主的な確保に向けて町から各事業者に対する要請等は行われているのでしょうか。

また、町内の集合住宅やマンション等において、トイレのタンクなどが旧式の節水型になっていないものが多く、水道の使用量を押し上げる要因になっているとの話を耳にしています。そういった設備の更新をお願いしていくことなど、町とし

て節水に向けての啓発活動も必要になるかと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） はい、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、湯本晃久議員からの一般質問にお答えをいたします。

今年の三月十六日の深夜からとありますのは、実際は十七日深夜零時から朝五時までの五時間の断水を、三月二十五日までの間で延べ八日間の計画断水を実施させていただきました。

率直に町民の皆様に、町長としておわびを申し上げます。また、ご協力いただいたことに対して町民の皆様に感謝を申し上げます。

一つ目の質問でありますけれども、三月発生の計画断水の原因についてであります。これは、令和五年三月十一日から二十二日までの期間における原水の流入量に対して配水量が上回る日が続いたことに起因するものであります。具体的には、流入量の少ない渇水時期と観光関連による配水量の増加、つまり、三月における入り込み客数が非常に多くなったことの二つの要素が重なったことから水不足が生じたものと当初は分析をしております。

このような状況の中、私のほうから水道課のほうに、漏水がないか徹底して調査をするように指示をしたものであります。水道事業というのは漏水率ゼロというのはないんです。その比率をいかに低く下げることが、水の供給の問題だとこのように思っているものであります。そういう中、一日に四百二十立方メートル、四百二十トンの配水量が漏水していたということが、その三月過ぎた後に分かってきたものであります。今、全国的に一人頭の使用量というものが、いろんなデータに載っておりますけれども、いろいろありますけれども、データによれば、一人一日に使う量が平均二百八十九リットルというふうにも言われております。この四百二十立方メートルというのは実に、一千四百五十人分に相当するものであります。

そして、今後の対策についてでありますけれども、原因を受けての対策について、例年、この渇水時期や年末年始などに

見られる使用量の増加時期に先立って、設備の点検や原水の取りこぼしのないよう努力を進めておりますが、今回の断水措置の原因の一つとして、先ほど申し上げましたように、減水時期の三月におけるものが例年にないほど伸びたのも事実です。これは今言っているお客様が増えたことと、漏水があつたということとでございまして、結果として私が分析してみましたら、二〇二二年度で配水、貯水量の、入ってくる量、流入量が一月で三月、三十七万二千四百七十八トン、そして、今年二〇二三年が三十七万八千五百二十一トン、つまり、逆に今年のほうが流入量が多かつたということが数字で裏づけられるわけがあります。

そして、一日の配水量が平均しますと一万二千五百七十七トンになると思いますけれども、この数字というのは、この中には漏れている水の量も入っているということでありまして、これは人口六千百人で割り返してやりますと、一人頭一日二千リットルを超える数字になります。平均でいくと二百八十九リットルですが、実に七・二倍もの、草津は一人頭の水道量を使っているという計算になっております。これは事実でございまして。これらを踏まえた中で、計画をこれから立ててまいりたいと思っております。

そして、今、貯水タンクが一万八千トンあるわけですが、私はこの中で、水が足りない中で、タンクの容量を増やすという判断もしたのですが、一トン、はるか前の数字で一万七千円かかります。そうすると、一千トンのタンクを造ると一億七千万円、しかし、今は二倍以上になるだろうという計算になります。そうしますと、造るのはいいんですけども、コストの問題で今現在の水道料は全国の中でも十番に入るほど草津の水道料は安いです。これは、皆様お話ししたとおり。そういうところに、三億円も、四億円も、五億円もかけていったと仮定すると、やはりコストとして、水道料金を上げていかなければならないということにもなるわけがあります。

ですから、短絡的にタンクを造ればいいということでは解決できない問題が出てまいります。

そして、もともと、今、一万八千百トンのタンクを持っているわけです。それが一千トン増やして、じゃあめでたしになるかという、約二十分の一増えるだけなんです。

そういうふうにもコストを考えたときに、やはり、一番何をするかと言いましたら、漏水を私は防いでいかなければならない。それと、非常に今、水道を使う機器が、省エネ型になっておりますので、毎年少しずつ減っているのも事実でございます。そういう中でこの計画を立てていかなければならないと思います。

次の三つ目の質問でありますけれども、条例上の給水人口及び一日最大給水量についてということですが、令和五年三月定例議会でお認めいただきましたとおり、前口簡易水道事業を草津町水道事業に統合することに伴う給水人口及び一日最大給水量を減少する条例改正案を行いました。

この詳細についてありますが、給水人口については定住人口から令和五年度開始時の予測給水人口が五千七百五十人、一日最大給水量は草津町地域と前口地区の実質的値を算出した結果、令和五年度で一日最大給水量一万五千八百十立方メートル、トンでもいいですけども、一日当たりとなっております。

また、給水可能な実質の給水量についてでありますけれども、ご質問にありますが、直近五月の原水流入量の一日平均は一万五千五百トン、日にち当たり増えてまいりました。

ですから、計画でいきますと、今言ったピーク時の今年の三月の平均でいきますと、一日一万二千二百五十七トンということになると、数字的には合ってくるということでございます。

だから、そういう数字を勘案しますと、やはり一番は節水技術の進んだ機器に替えてもらうことも当然行政としてはアナウンスしてまいりたいと思いますけれども、漏水対策についてとことん今回の教訓を生かした施策を打ってまいりたいと思います。

この間、委員会の中でも、今、大字草津町の方ですけれども、八系統に分かれているということでもありますので、その八系統のところに流量計をつけていきたいと思っております。

そして、一系統の中で何リッター排出した、そして、お客様に届いた、使った量と差引きしてみてもあまり乖離がなければ、その系統には漏水がないということが分かりますので、そのように数字、科学的な検証を基にこれからしてまいりたい

と思っております。

今まで、そういう仕組みがなかったものですから、漏水が起きているのかどうかよく分からなかった。また、融雪ができたということで、融雪の下で漏れた場合には非常に漏水を見つけるのは難しいということもありますので、大変、草津の水道行政も、給湯するという中で難しいものがあるわけでありまして。

ぜひともその辺をご理解をしていただきたいと思っております。

そして、大型施設に対しては、たしか、一日か二日もつ量の貯水タンクを義務づけております。それが町として一定の面積を超えてまいりますと。

最悪の場合は、私が聞いた限りでは、町が足りないときはその水路を断つことも、要件によるというような考えがあると思えますけれども、やはり、民間にも協力していただいて、断水というか、濁水るときには、そういう故障が起きたときには自分のところのタンクで賄ってもらおうということ、これからも大型の開発が進んでいくと思えますけれども、これを義務づけていきたいと思っております。

やはり、今まで、私も怠慢であったのかもしれないですけれども、何か、漠然と水行政をやってきたのですが、改めて自身でこの数字を追いかけてまいりましたら、何が問題かが分かってまいりましたので、一番は、今回の最大の原因が漏水です。断言しても間違いない、四百二十トンという数字が漏水していたということが分かりましたので、これはカバーできません。ほぼ間に合っていた計算が成り立つということでありまして、様々な要素から、これからも問題があるのならば、リアルタイムで判断をして町民の皆様にも、またこれから四百万人を目指す草津温泉として指針をきちんとしてまいりたいと思っております。

今まで何度も繰り返し返しになりますけど、漠然としたものがあつたわけでありまして、数字の置き換えた中でその方向性を定めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とします。

◇ 有坂 太宏 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして三番、有坂太宏議員。

〔三番 有坂太宏君 登壇〕

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂太宏です。

今回、三点ちよつと質問させていただきましても、一点目の水道のことについては、初日の全員協議会、また、今の湯本議員でほぼ質問が重なってはおりますが、提出したまま読まさせていただきます。

今回、選挙中に町民の方々に伺った話として、まず一つ目ですけれども、生活用水、上水道についてということで、日頃より生活用水の確保にご尽力をしていただき、感謝を申し上げます。

しかしながら、先ほど、三月十六日より二十四日までの間、夜十二時から翌朝五時までの間、断水となったことは遺憾であります。

草津町の水源確保は昔より苦勞をされております。中之条町六合の山奥を水源として限られた流入量で生活用水を賄っています。先ほど、町長の説明にもありましたが、現在、草津町には八か所の配水池があり、貯水量は一万一千トンあるとのことですが、この先、町長が目標としている。入れ込み客四百万人になったとき、今回のように、夜間断水が起きる可能性もあります。

長年にわたり、町民は生活用水について懸念をしています。配水池の増加や貯水量の増加対策をしてこなかったのは問題ではないでしょうか。

町長が考えている今後の対策をお伺いしたいと思います。

次に、二点目、学童保育について伺います。

現在、草津町の学童保育は小学校四年生まで行っていたいただき、おやつ代の補助もして町民の皆様より感謝の声を多くいた

だいています。

今回、選挙時にこの学童保育を小学校を卒業するまで希望する方が多数おられました。特に、夫婦共働きの家庭でお子様の面倒を見てくれる方、例えて言うなら、祖父母や祖母がいらっしやらない家庭の方、また前口区で聞いた話では、百円バスで帰宅している現状で、バス停から自宅までの間が不安であるとのこと意見も伺いました。

小学校五年生、六年生は十歳と十一歳、まだまだ見知らぬ人の区別はつかない年代であると考えます。前口区は特に人の往来が少ない地区であり、当該児童を持つ親の不安は甚大であると察します。

家庭の状況を考慮いただき、希望する児童を持つ家庭への配慮を求めたいと思います。

三点目、公職選挙法について伺います。

二〇二〇年六月に、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。この法改正は、町村の選挙における立候補に関わる環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われたものです。

今回と前回の補選時において、草津町では供託金については実施しましたが、その他の改正がなされていませんでした。

これは行政の怠慢であると考えます。公職選挙法の一部を改正する法律要綱においては、第一、町村議会議員選挙及び町村长選挙における選挙公営の拡大において、当該選挙に係る事項につき条例による選挙公営の対象とすることと明記されており、一つ目として、選挙用自動車の使用、二つ目、選挙運動ビラの作成、三つ、選挙ポスターの作成が示されています。

公職選挙法の改正の意義としては、候補者の負担軽減が目的で改正されたものであります。供託金を納め、自動車のレンタル代やガソリン代、ビラ、ポスター製作など、公費で賄い、誰もが立候補しやすい環境づくりを目指したものです。本来ならば、昨年の町長選挙、議会補選の前に、草津町でも条例改正を行う必要があったと思われる。早期条例改正を行うことを求めて一般質問とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君）

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問にお答えをいたします。

一点目の質問は、生活用水の確保に係る問題であります。先ほど湯本議員から同様の質問がありますけれども、繰り返しになると思いますが、ご容赦いただきたいと思えます。

三月の計画断水にしましては、原水の流入量に対して配水量が上回ったのは事実であります。この要因は、お客さんが増えたことと、漏水があったということが一番の起因だと思っております。四百万人を指す上で、配水池の増加や貯水量の増加対策を講じてこなかったことは問題だということですが、先ほども答弁したとおり、タンクを造れば解消できます。一千トン、三億円以上かかっている。分からない、今幾らかかるか。そうすると、一万九千百トンか、その中で一割で増えるだけであって、決して大幅に改善するという問題ではないんですね。

万代鉦についてはタンクゼロでしたから三百トンのタンクという物すごい効果もたりますけれども、水の場合は一万八千百トンもあって、そこに一千トン増えたから、大幅に改善する数値にはならないんですね。

そういう中でそういう投資をすれば、先ほども申し上げたとおり、大変大型投資になりますから、その反動というのは今度は水道料金に反映せざるを得ないということになりますと、今、全国でたしか六、七番に安い草津の水道料金が平均並みになるということは町民の経済負担にもつながらないということ、やはり経済の論理というのは全体のバランスを見た上で判断をしていかなければならないと思っております。

そういう中、山の上の原水の確保というのはもう不可能です。私も現地に見たことがありますし、そして課長が代わってそこに命じたのがもう一度点検しろということとやりまして、二百リッターの原水の確保がもしかしたらできるかもしれない。そこには数千万円の金を投じなきゃならないということで、でも私はちゅうちよなくそれを回収しろと、取り込めという指示をしておきました。

一分で二百リッターといいますが、日量に直すと二百八十八トンに変わります。日量計算しますと、これも減水をした大

きな要因の一つだと思いますし、しかしながら、原水の確保をすることは、もうこれ以上が不可能であると、決められたものという事です。そうなりますと、節水をしてもらうか、漏水を防ぐか、タンクを造るかということですが、私が考えているのは、先も申し上げましたように、漏水対策を非常に重要視していかねばいけない。

今回の問題であっても、やはり事務方に述べたのが、漏れていないか、徹底して調査するようにということで、三月の時点では数字上異常なものがあまり見られないという、こういう流れがあったのですが、結果として数字に置き換えてみますと、やはり、大量の日量四百二十トンの水が漏水していたということでもありますので、ビジネスの観点で、やはり、私としては、町民経済に負担をかけたくない。全国でベスト十に入る、六、七番に入る料金の安さというのは誇りに思います。それを押し上げるような政策をやるのはいかなものかという中で、その中でやっていかなければならない。だから、一番は漏水対策が一番に考えております。それと、広報で、節水技術の発達したものに換えてほしいというのは、広報をしてまいりたいと思っております。

二点目の学童保育についてでありますけれども、学童保育対象の拡大に関する質問であります。

学童保育に関しては、他町村においてはそのほとんどが民間企業が有料事業として行っているものであります。草津の取組がどちらかというところと珍しいんです。ありますと当たり前になっているんですけれども、よそでは、これ民間で有料なんです。この辺をご理解、まずしていただきたいと思えます。

そして、草津町における児童室においては、私の政策理念として、児童の安全確保を第一の目標に、公設公営の方式で全額公費負担で行っているというものでございまして、私から見れば、手厚い子ども支援の一つと、このように取っておる次第でございますが、具体的に申し上げますと、私が町長に就任した以降、私は二十三年度から時代背景に呼応し、共働き世帯の増加やひとり親世帯への支援を重点化し、預かる人数の制限を撤廃し、開室時間も午後六時まで延長するという措置を講じてまいりました。

加えて平成二十四年度からは、夏期、それから、冬、学校の長期休業期間中の開設も行い、平成二十九年度からは対象学

年を四年生までに引き上げました。土日及び祝日の開室も始め、さらに、草津町総合体育館の一室にあった児童室を草津公民館の二階へ場所を移動して、より安全対策を施した上で開所をいたしました。

あれ、改修費もかなりかけたんですけれども、ちゅうちよなくそれをやりました。そのようにご理解していただきたいと思えます。

このように私が重点施策として段階的に進めてきた子育ての政策の拡充によって、現在の登録者数は一年から四年まで六十七名と非常に多くの児童が在籍し、こどもみらい課の管理の下、放課後児童支援員を増員して今、六名の配置によって対応しております。

そして、日々年齢の違う子どもたちがお互いに助け合い、触れ合いながら宿題や遊びを通じた交流の場として利用しているものと認識しております。

今、有坂議員が質問で触れていますように家庭の事情や、五、六年生の児童だけの留守番など、不安に感じておられる親御さんもいることは存じておりますが、それらを考慮しても今朝も担当課長と話をしたんですが、なぜ五年生、六年生を受け入れられないかといいますと、まず、児童室のスペースの問題で収め切れないということと、それと児童室の前に遊べる広場がない。駐車場ですから時々出入りしますから、もし、交通事故を起こすと大変なものですから、そのような形の中で総合体育館をこっちへ持つてくるとき、やはり、非常にいろいろ考えたんですけれども、そういう中で、四年生まで拡大してきたということであります。理想は六年生までということなんですけれども、直ちにということになりますと、金がかかるのはしょうがないと思って、それはいいとして、やはり、人員の確保の問題、先生ですね、面倒を見てくれる先生、それから、問題は児童室のスペースの問題等がありますので、今後の推移によって、年々児童の数も減っておりますので、そのときにはまた判断をしてみたいと、こんなふうにも思っている次第でございますので、当面の間はご理解をいただきたいと思えます。

それから、三点目の公職選挙法の改正ということでもありますけれども、この中に、行政の怠慢であるということが書かれて

おりますけども、不適切な表現だと思います。

この制度というのは、私も研究してみました。いろんなネットで調べて、やっているところと、やっていないところがあります。そして、草津の場合というか、ほとんどがそうですけれども、だいたい一人頭、今回の町議会議員の選挙に当てはめると、六十万円、最大で町負担ができるという話になっているんですね。

そして、私が町長選挙、一昨年の一月にありましたけれども、これにも該当します。その時に、この制度というのは国が法律でつくってあるんですけれども、「する」「しない」は条例に委ねて、市町村に委ねているんです。分かりやすく言うと、ルールは作っても国は一円も補助しないよという意味なんです。これは国から、交付税算入も補助金も来ないという判断をしてほしいと思います。

そういう中、じゃあ、何でこんな制度ができたかというと、要するに、議員の成り手が年々少なくなっているということ、直近の無投票率、議員の、町村議員の三割が無投票で当選しているという中、こういうものができたんだと思いますけども、しかしながら、今回の町議会議員の、失礼な話ですけれども、落選した方々のメンバー、それから町長選挙の時に出た方々、具体的に申し上げても結構だと思いますけども、新井祥子元議員が草津町議会の名を汚し、草津町をおとしめて、世界に草津の恥をさらし、私個人はともかく、草津町を最大限侮辱した。このような人たちに、六十万円のもの金が行ったと仮定したら、町民はそれをすんなり受け止めるだろうかという判断をしました。これはするしないは時の執行権者は私です。それは決して私や町民は容認しないであろうと思います。町民のお金がそっくりでるんです。国からの補助はゼロです。この制度は。

ですから、一番は草津町は、私も選挙十一回やりました。町会議員の時、一回だけ無投票があったんですけども、あとは激しい選挙をずっと連続できました。もちろん、町長選挙も激しい町長選挙をしてきたと思うんですけども、決して草津町では成り手不足というものは深刻ではないと実体論として思います。そういう中、そういう方が出た時に、町民の税金が六十万円もつぎ込まれるといったら、それをよしとする町民の皆さんがどれだけいるか、その感情論も考えました。

そして、これは国から、やってもいいよと言っても、命令でやれじゃないんですよ。やってもやらなくてもいいんです。やってないところもありますから。そういう中で大変、問題だと思います。そういう中、怠慢であるということは、私は看過できない。

有坂議員は、共産党の代表として、共産党として質問をしているんだと思いますけども、この新井元議員の件については、大変、私としては物すごい怒りを持っております。そして、共産党として、ここにもありますけども、これは二〇二〇年十二月十二日の記事で、十一日にフラワーデモを行いました。共産党のこれ、赤旗ですよ。赤旗で、「草津町で十一日、性暴力のない社会を求めるフラワーデモが行われました。作家の北原みのり氏、フラワーデモ群馬主催者代表の田嶋みづき氏、町長から性暴力を受けたと告発したことでリコールとなり失職した新井元町議、日本共産党の山田みどり中之条町議らが参加をしました。共産党県委員会と北毛地区委員会は、六日、党は今回のリコールに反対の態度、地方議会での少数者排除、あらゆるハラスメントに反対を貫くという内容のコメントを発表しています」と。これは赤旗に書かれているんですけれども、その中で、ネットで調べると、草津町長への虚偽告訴に沈黙する日本共産党の責任、こういう記事も載っています。共産党と北毛地区委員会は、六日、党は今回のリコールに反対の態度。地方議会でも少数者排除、あらゆるハラスメントに反対を貫くという内容のコメントを発表しています。そもそも論で、フラワーデモに共産党町議が参加していることから、本件虚偽告訴の基となった性暴力についても真実と判断したものとされる、というコメントが書かれています。

その後、草津町や草津町民、そして、強姦犯やセカンドレイプなどと誹謗中傷を浴びており、日本共産党はそれにお墨つきを与えてきたというふうにコメントが書かれています。草津町長が不起訴になり、また町議が虚偽告訴として起訴された今になっても、二〇二一年以降、赤旗では本件について謝罪しないどころか、一切取り上げていないものであるということでありまして、これ、法律論でいくと、日本共産党は本来ですと、推定無罪ということを、逆に推定有罪にしたんです。分かりませんか。何の証拠もないのに、草津町長が元議員をレイプしたという判断をした上で記事を書いているんですよ。これは大きな誤りです。

権利を主張するのは結構なんですけれども、自分たちが間違ったら、ごめんなさいという姿勢は共産党として持つてほしいと思います。そして、推定無罪の原則というのは、これは疑わしきは罰せずとかいろいろありますけども、この根拠になるのが刑事訴訟法の三百三十六条にあります。被告事件が罪とならないとき、または被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言い渡しをしなければならないと。ですから私としては罪とならないんです。何の犯罪も犯してない。それから、被告事件において犯罪の証明、何もできていない。新井元町議の証明は、検察庁が全て証明してくれました。証拠テープをもって。にも関わらず、党として謝罪もしなければ、何もしない。そして、公費負担の権利主張を党として言うているんでしょうけれども、その新井元町議に対して、町長選挙にも、あれにも出てきたわけです。出ちゃいけないというルールはない、結構ですけども、それが草津町の行政の長として、私に裁量権があるのならば、非難を浴びようと、町長選挙のときも、今回も、その制度は導入しないという決意を持っておりました。

ですから、共産党としての意見を述べているんでしょうけれども、まず間違いなく私を推定無罪で、犯罪者に仕立て上げたんですよ。分かりますか。党として。それが間違っていたということはほぼ一〇〇%証明されている。だから、判決では量刑の問題だけであって、その犯罪は前橋地検が全とうそだったということを証明してくれたんですね。虚偽告訴罪と名誉毀損罪との併合罪で新井元町議を被告人として今進んでいますけれども、そういうところに至っても、党として、渋川地区として、何にも私に対して草津町に対して、申し訳なかったとおわびもない。

そういう中で、今回の制度、新井被告人が町議選挙、町長選挙に出るのに、その補助金六十万円が最大出せるんですね。それを出さか出さないか、今の町政をあずかるのは、黒岩信忠ですから、そんなところにお金を出せるはずがない。

それは迷惑も、皆さんも被ったのかもしれないんですけれども、今後においては、また考えればいいでしょう。そういう公的制度もいいと思いますけども、とても、今回の町長選挙、町議選挙でそれを導入したら、あの方々に六十万円が行くんです。町民がそれを認めますか、感情論として。それだけ草津町を世界に辱め、私より、私が一番憤りを感じているのは、黒岩信忠個人の名誉よりも、草津町の名誉を、セカンドレイプの町ということは、世界に伝播されたことの悔しさ、首長と

して計り知れないものがあると思います。それを一切謝らない、党としておかしいと思います。

一般質問ですから、質疑じゃないですから、本体での議案に対しての質疑しかできないですけど、一般質問は何でも聞いてもいい、町長も何でも答えられる。私の発言が問題あるならば、それはきちんと受けますし、今後、裁判が確定してきまうけれども、本当にひどい人たちに対しては、私の性格はご存じかと思いますが、ちゅうちょなくやることもある。これだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、一般質問を終了いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

以上で、令和五年第四回草津町議会定例会を閉会といたします。

議会開催中、大変皆様方お忙しい中、ほかの委員会にも傍聴にも見えて、今回の議案につきまして、大変勉強していただき、そして、また、日頃、町民の生活、業界の活性化等々に活躍されていることに大変感謝を申し上げます。

おかげさまをもちまして、本議会が皆様のご協力により、無事終了しましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

閉 会 午前十一時五十二分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和五年 月 日

議長 宮崎 謹一

署名議員 安齋 努

署名議員 湯本 晃久